

9 月 1 7 日 (水)

(第 2 日 目)

平成26年第4回南関町議会定例会（第2号）

平成26年9月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

① 5番議員 ② 7番議員 ③ 10番議員 ④ 1番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君
3番 井下忠俊君
5番 境田敏高君
7番 鶴地仁君
9番 山口純子君
11番 橋永芳政君

2番 杉村博明君
4番 立山秀喜君
6番 打越潤一君
8番 田口浩君
10番 本田眞二君
12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	佐藤安彦君	住民課長	菅原力君
副町長	本山一男君	福祉課長	坂井智徳君
教育長	大里耕守君	経済課長	西田裕幸君
総務課長	堀賢司君	建設課長	古澤平君
会計管理者	木村浩二君	教育課長	大石和幸君
まちづくり推進課長	大木義隆君	延寿荘長	福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次質問を許します。

5番議員。

○5番議員（境田敏高君） おはようございます。5番議員の境田です。

今回の質問は、先に通告しておりました空き家対策についてです。この空き家対策につきましては、以前にも酒見議長、鶴地議員も質問されていますが、1人よりも2人、2人よりも3人と取り組むことにより、一歩でも解決に向け、住民の皆さまの不安を取り除き、安心して生活ができるようになればと思い、私も質問いたします。

近年、少子高齢化も進み、適正に管理されず放置されている空き家等が増加し、周辺住民の生活の環境への悪影響が心配されております。国も自治体も対策をとっておりますが、課題は多く、解決は簡単にはいかない現状があります。しかし、このままでいいのでしょうか。いいはずがありません。総務省の住宅・土地統計調査によりますと、平成20年の空き家総数は757万戸です。そのうち個人住宅が268万戸です。空き家率13.1%になっております。平成25年10月1日現在では、住宅の全国総数6,063万戸です。そのうち820万戸が空き家です。ほぼ7戸につき1戸が空き家になっております。今後も高齢化も進み、亡くなる方も増え、また地方から都市部への人口流出も進み、空き家が増えていくものと思われま

す。原因はいくつもの問題が挙げられますが、その一つに空き家の放置は解体費用が数十万～数百万の負担がかかり、住宅を撤去して更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなり、固定資産税が増えることです。そのために相続した住宅をそのまま空き家にし管理されず、長い間年月が経過している空き家は倒壊などの恐れがあります。また、立木等が茂り周囲への悪影響など深刻な問題を抱えております。空き家等の所有者は、周辺的生活環境に配慮し適切に維持管理する責務があります。個人所有の空き家の問題は個人で解決することが責務ですが、管理されていない空き家をそのままにしておけば、確実に地域の問題になっていきます。

我が町では環境美化条例が制定され、空き家所有者は管理義務で不法投棄の防止と雑草等を除去し、環境保全に努めなければならず、また土地の占有者に対しては、土地・建物に空き缶などのごみの処置を講じることを勧告することができます。そのため、環境美化の促進にはそれなりの効果が出ておりますが、空き家に関してはありません。県内では、熊本、人吉、水俣の3市が、所有者に自覚を促し、一歩進んだ施策の一つとして空き家条例を制定しています。

天草市では、今年の6月議会で老朽危険空き家等の除去に対する補助で、補助対象経費の2分の1で50万円を限度として600万円の予算を設けました。我が町も高齢化も進み、早めの空き家対策が必要と思われれます。特に最近は適正に管理されていない空き家等に対する周辺住民の相談や苦情が増え、どこの自治体も苦慮されているといわれております。住みやすいまちづくりの観点からも、空き家の実態を把握し、空き家等の適正管理等を定め、安心して暮らすことができるように、空き家等の適正管理条例の制定は考えるべきではないのか、我が町の現状と対策について尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

ただ今ご質問のありました5番、境田議員の空き家対策についてのご質問にお答えします。近年、全国において、適切に管理されずに崩れて、通行人にケガをさせたり、放火されたりする恐れがあるなど、空き家の増加が社会問題化されております。南関町におきましても、危険な家屋について相談がっております。現在は、空き家に対する条例を制定しておりませんので、立入調査、指導、勧告などの対応ができない状況であります。平成25年度の町議会におきましても、空き家対策の重要性・必要性のご質問もあっており、町でも条例を制定する方向で進めており、既に南関町空き家等適正管理条例（案）を策定しているところでございます。国におきましても、自民党空き家対策推進議員連盟が中心となって空き家対策法案の成立を目指しておりますが、これまで各党の調整が難航し、法案の提出まで至っていない状況にあります。最新の情報では、今秋の臨時国会において、空き家対策特別措置法案が提出される予定と報道されております。その中には市町村長に立入調査や固定資産税の納税者情報を利用できる権限も盛り込まれ、固定資産税の軽減措置、更地の6分の1についても見直されるようです。南関町におきましては、空き家対策特別措置法と整合性を保つため、法案成立を待って条例を制定する予定でございます。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせてい

たきます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） どうもありがとうございました。

この空き家問題は、やはり一筋縄ではいかないようですが、やはり何らかの手を打たなければならないと思っております。今お聞きしますと、町でも考えているということですから少し安心しましたが、改めてちょっと再質問いたします。

5 年ごとにですね、住宅・土地統計調査が実施されておりますけど、年々空き家が増えております。南関町の空き家率というのは分かるんでしょうかね。もしよろしければお願いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） お答えします。

住宅・土地統計調査につきましては、5 年ごとに実施されております。最新の調査では、平成 25 年度に実施しております。その実施の方法につきましては、南関町の 10 地区を選定しまして、その 10 地区について調査を行っております。すべての南関町の住宅・土地を調査したわけではございませんので、空き家率ですが、それについては統計上、南関町についてはありません。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

じゃあ全体的に把握はされてないということですね。ただ、空き家調査ですか、あれは確か平成 22 年 9 月から 10 月にかけて実態調査がなされております。そのとき確か、これは鶴地議員の一般質問で答弁されたと思えますけど、空き家はそのとき 165 件と、倒壊寸前、危険と判断される家屋は 30 件ほどと、当時はまちづくり課長が答弁されておりますけど、あれから 4 年ぐらい経ちますけど、その 30 件というのは、何か解決したとか、そういう報告なんかは把握されとるとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 実際どのように解決されたかということについては把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 把握されてなくてもですね、例えば一人暮らしとか、住まわれてですね、亡くなられたという、そういう持ち主さんの名義変更とか、そういうのは確認されとるとですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） おっしゃいますように、平成 22 年度に空き家

調査をまちづくり推進課、区長さんをお願いして行っております。その中で、やはり区長さんから上がっておりますのが全体で165件、先ほどおっしゃったように165件なんですけれども、もともとのこの空き家対策につきましては、活用できるような空き家を見つけるということが主眼となっておりましたので、その中で上がってきました165件はすべて現地を確認しまして、その中で使えるだろう、使えないだろうということは確認をしておりますが、危険家屋という把握は実際は行っていないということになります。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 分かりました。この空き家に関してはですね、やっぱり社会問題になっております。やっぱり今、倒壊危険家屋なんか調査してないということですけど、私はこれは早急に調査してもらいたいですよ。やっぱりどこにどのような空き家があると、それを把握して、やっぱり危険度ランクを付けて資料を作り、そして地図なんか作ってですよ、資料作りに役立ててください。よろしくお願います。これは確か空き家調査するときは、何か社会資本整備交付金かな、これなんか使わるとおもいますが、多分、空き家調査で交付金が出るようなことをちょっと伺いましたが、もしそれが使えるなら、そういうのを使ってですよ、本当進めてもらえんですかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 今の空き家調査につきましてですが、この自治体におきましては、県の単独の補助等を使って事業を調査を行っている事例もあるように聞いております。そのへん、財源確認しながら進めていくことを検討したいというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） なるだけそういう交付金が出るなら、それを活用して本当に早めに調査をお願いしておきます。今、空き家周辺の住民の方が、本当に不安とか懸念の声が増えております。南関町も結構相談があっていると思いますけど、この前何かちらっと総務課長とお話したら、何かいろいろ区長さんのほうからでも相談の話があつとるとお聞きしましたが、だいたいどのような相談が多いですかね。それとですね、相談件数はどのくらい上がっているか、よろしくお願います。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 総務課のほうにですね、空き家、危険家屋について相談が、今年、本年度中でですね、3件ほど上がっております。その状況といたしますのは、風によって屋根瓦、またトタン葺きが飛んで、通行人をケガさせる恐れがあるということと、道路脇の家が倒壊寸前にあると。そのために倒壊寸前である家屋を何と

か解体撤去できないかというふうな相談がっております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 私もそういう話を聞いてですね、私もちょっと現場に行ったことがあります。やはりこれは管理されていない空き家は、今言われた葛がまいてですね、本当に景観が悪くなっております。ちょっと地区は言わないですけど、道路に出るとき、空き家に葛、草、木等が生い茂り見えにくいと。出会い頭の事故が起きたことも私は聞いております。また、10年以上も隣が空き家になって、木が覆い被さってきているそうです。持ち主に断って、一応、黙って切れませんから、切っているんですけど、木は切れば切るほど勢いよくなって、切った方に伸びてくるとですよ。ですから、その家主さんはもうたちごっこで非常に困るとすると、もうそういう相談も受けております。また、高齢者の方がちょっと相談で私も行ったんですけど、杉の枝が特に屋根に落ちて、樋に詰まって困ると。高齢者の方は屋根に上れないから、私もちょっと切ってやったんですけど、非常に危ないです、高齢者の方が上るとですね。また、上れませんが。それと、今言いました竹の葉っぱとか樋につまり、また木が折れて、この間、相談が私にも多かったです。ほとんど総務課長が言われた内容と変わらないですけどね。このような迷惑木ですね、危険木、これはさっき言いました伐採は無断でできません。いかに近隣に迷惑状態になっても、第三者が切ることは、勝手に処分はできません。所有者に改善を期待するしかありませんが、すぐ対応することはなかなかできない現状です。この木の重さは、だいたい私の胴回りぐらいで、6メートルぐらいだったら、だいたい320キロぐらいあるんですよ。屋根に落ちたら、修理費用が結構かかります。ましてですね、人に落ちてきたらどうなりますか。事故があったら、これは持ち主の責任、損害賠償をこれは請求されます。ことの重大さを知らせることが、私は大事だと思いますけど、たまに防災無線とか南関広報などでお知らせしたらどうかと思いますけど、町の対応は何か考えておられますかね。危険を知らせるためですね、予防策の一つとしても私はこういうのをしてもいいんじゃないかと思いますが、町のお考えをちょっとお聞きします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 現在、今議員がおっしゃったとおり、やっぱり所有者の責任という部分があります。ただ、やはり空き家の中で木が管理されずに大きくなって倒れる危険性があるということも、それと木の枝が他人の敷地に入って迷惑をかけるということもあるだろうと思います。そういうところを含めまして、今度新しい空き家管理条例を南関町のほうでも作っていきたいと考えておりますので、その中で啓発をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） じゃあ空き家周辺の町道ですね、町道に覆い被さっている竹や木ですけど、草木ですね、あれは迷惑木でもう倒れた場合ですね、町道に倒れた場合は町の責任はあるとですかね。私はあるんじゃないかと思いますが、そのところはどうかになっておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） ただ今の質問でございますけど、一応道路上に障害物等が落ちた場合、そういう場合は道路管理者は通行に支障を来さないように、それを取り省くというふうになっておりますけど、どうしても実際に落ちたものについては取り省くことができます。ただ、架かっているもので、そのまま付いているものですね、その枝についてはやはり所有者の確認を取った上で取り省くと。先ほど、住民に対していろいろ啓発あたりはありますかというご質問でしたけど、一応建設課といたしましては、道路上に張り出している樹木、竹木伐採のお願いということで、昨年、チラシのほうを配布させていただいております。道路につきましては、建築基準法により、歩道部でだいたい高さ 2.5 メーター、それから道路部で 4 メーター 50 については、確保するというようになっておりますので、一応そういう危険な箇所があった場合はまず注意をして、緊急な場合はもう切らせていただいているというのが現状でございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。安心しました。じゃあ最近の木が折れたりとか、事故なんかはあってないんですね。

それとですね、空き家が起因する、今言いました迷惑木、危険木ですね、瓦が落ちそうになったりとか、壁が落ちそうになっているようなところは、もうそういう危険箇所は把握はされとるとですか。さっき空き家はしとらんで言いなはったですけど、通り道なんか、特に町道関係なんかは誰でも通るからですね、そのくらいはもう確認されとると思いますけど、そういうところは今は何カ所か把握されとりますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先の議会の中でも、町道管理者として、町道あたりのパトロールを実施したほうが良いということでございましたので、今現在は職員によりまして、ある程度のパトロールを行っております。先だって、町道に杉の木が架かって、幸いにもまだ道路までは行っておりませんでしたけど、その物件については一応撤去するような措置を講じております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5番議員（境田敏高君） その中で通学路に関しては危険箇所はないんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど私が危険家屋という中で相談を受けているというお答えをしましたが、その中での相談がやはり通学路になっております。子どもたちが通学するから何とかできないかというふうな相談内容でございます。通学路の部分の中での相談でございます。先ほども言いましたとおり、屋根の部分が子どもたちに、風が吹いたときに万が一損傷を与えないか、ケガさせないかという心配からでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり事前に調査して、把握しておくことが一番大事だと思いますので、今されているということで、少し安心しましたが、何様子子どもたちにはよく知らせるように、よろしく願いしておきます。

この国の事業で安全とか調べる場合、これは住宅、建設物、安全ステップ建設事業がありますけど、こういう制度も南関町に適用して、問題の解決に努めていただきたいと思っております。

先ほど、私も相談事でちょっと見に行っただけと言いましたが、先週も鬼王の区長さんと、家屋に接近する木が覆い被さっているというのでちょっと見に行きました。もう家屋もでしたが、町道にもやはり木々が覆い被さるとですよね。自分たちで切ると言われたんですけど、やっぱりこれは専門業者に依頼しないと、これは素人では無理と私は判断いたしました。あるところはですね、やっぱり今にも、杉ですけど、大木が小屋に倒壊の恐れがあります。高齢者で一人暮らしで、したくてもできないと、どうすればいいか悩んでおられました。特にこの管理されていない空き家周辺の立木が茂り、環境への悪影響が深刻な問題を抱えておりますけど、さっき言いました大きくなった迷惑木ですよ、危険木、これが本当に大きくなっております。迷惑木も県内の自治体では規則を制定して事業をやっているところもあります。迷惑木、危険木に関してはですね、今回、空き家等の周辺の相談、苦情の現状について質問ですから、空き家がない地域の危険木、迷惑木はちょっと別の機会に伺うとしますけど、ここで他の自治体の取り組みをちょっと参考程度にお知らせします。

これはしているところは小国町なんですけど、町道に隣接する危険木の伐採、搬出を促し、地震、台風、大雨などにより、道路が通行不能になることを防ぎ、また二次災害を防止する目的でですね、災害時の安全経路の確保の目的で、町道路沿線立木安全対策事業があります。これは経費の2分の1以内で、町が補助する金額は30万円以内です。また、住民の家屋に接近する危険木です。危険木等ですから、これは迷惑木も入ると思っておりますけど、伐採、搬出を促し、台風、大雨などの災害の

被害を最小限に食い止め、住民の安全を守るため、確保するため作っておりますけど、これも二次災害を防止するための目的で、林地安全対策立木撤去補助事業が施行されております。これは経費の3分の1以内で、補助金は30万円以内だそうです。この2つはやっぱり町全体ですけど、管理されてない特に空き家周辺の迷惑木、危険木の撤去に、私はこれもたいへん効果があるんじゃないかと思ひまして、ちょっと参考にしたらどうかと思ってちょっと紹介だけさせていただきました。

今、ゲリラ豪雨による災害があつています。昨日も町長も言われましたけど、広島の方でですね、多くの方が亡くなっておられます。私もご冥福を申し上げますけど、この雨は年々何か1時間に50ミリ降る、雨の量が年々多くなっているそうです。今月の11日ですかね、北海道の千歳市付近で1時間におよそ100ミリから110ミリの猛烈な雨が降ったと見られております。南関町でこういう雨が降った場合、今私が心配している、今は迷惑木と言っておりますけど、手入れされてない杉なんか、杉山が見られます。杉は根が浅く、横に張っているだけと聞いております。倒れやすいそうです。特に最近では枝下ろしがよくしてないんですよ。そういうときですね、大雨とか台風が来たときは本当心配です。特に空き家周辺の木が倒れて、町道の通行に支障が起きないか本当に心配しておりますけど、そういう対策もとつとかんといかんと思ひますけどね。先ほど建設課長が言われましたけど、倒れたときは撤去すると、危ないときは断つて切ると言われましたけど、杉はだいたい1本ぐらい除去するのにどのくらいかかるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 除去の単価についてはですね、具体的な数字はちょっと今ここでは分からないんですけど、通常ですね、町が町道の維持管理を委託しております業者のほうに依頼いたしまして除去を行っております。

ついでに、先ほどの小国町の規則に関連することなんですけど、当町におきましても一応環境整備補助金という制度がございます。これにつきましては、高木等の邪魔になる部分を地域の方々に切られた場合、町が設計する額の2分の1を補助するという、正式名称につきましては南関町町道等環境整備補助金というのがございます。この目的はですね、協働のまちづくりという目的の中で作られておりますけど、内容につきましては同じように、危険な立木等を、竹木等を地域の皆さんで伐採していただいた場合は補助の対象になりますというのがございますので、活用していただければと思ひます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。すみません、私の勉強不足で。

さっき言った鬼王地区のその区長さんたちが本当に心配されて相談されたもので

すから、それを早く知っとけばですね、こういう制度がありますよ、多分区長もですね、相談に行かれてそういう話を聞いてこられてないですよ。私も今度言うとききます。また、詳しいことを教えてください、後で。すみません。

今、南関町が管理している空き家なんかはございますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町が現在管理しています空き家につきましては、迎町にあります元警察官舎、これは2棟ありますけど、その警察官舎ですね。それと、元第三保育園、現在、第三小学校の耐震改修工事の備品の倉庫にしております。それともう1件が、過去に寄附を受けました細永南の沖田さんというところの家屋があります。これは寄附を受けたものでございます。

今後の町をどうするかという考え方ですけど、まず警察官舎につきましては、やはりもう老朽化もしておりますし、来年度はもう解体をしていきたいと。そして、土地を売却、建物を含めて売却が可能なら、そちらの方法をとりますけど、基本的には土地を売却していきたいというふうに考えております。この警察官舎につきましては、ちょっと道路の関係があつて、なかなか困難な部分もありますけど、一応町としては売却の方法で考えていると。

元第三保育園の跡もですね、現在、そういうような備品の倉庫に使っておりますけど、将来的にはもう売却していきたいと。

それと、細永南の沖田さんから寄附を受けた家屋についても将来的には売却していきたいという考え方でおります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

私も、元警察官舎、あそこはたまにいきますけど、本当に老朽化して危ないですもんね。今、子どもさんがあまりそういうところで遊ばないみたいですからいいですけど、もし間違つてああいうところに入って、倒壊でもしたら本当に命がなくなることも考えられますので、早めに、今考えているということですから、私も安心いたしましたけど、一日でも早く撤去の方向にむかっていってください。よろしく願いしておきます。

今、空き家もそうですけど、長い間、農地も耕作放棄地として管理されてないところもあります。農水省はですね、今度は遊休農地の固定資産税を重くする検討を始めております。早ければですね、平成28年の固定資産税から適用されるとのことですが、空き家に対してもですね、やっぱり年々、後々ですね、税の見直しをするのではないかと私は危惧しておりましたが、先ほど町長がいわれましたが、国のほうもそういう対策を考えておる、案を持っておるということですから、私も住民

の皆さんには早めに対策を促すように、町のほうでもしてやってください。

空き家を解体してですよ、更地にした場合、税金が高くなるといわれておりますけど、だいたい固定資産税はどのように変わっていくんですかね。だいたい家は建てたら、30年ぐらいして解体した場合、だいたいどのくらいの税金が下がるか、ちょっとよろしければ。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） ただ今のご質問の固定資産税関係ということでございますけれども、家が建っている場合と、家を解いた場合の税金の差ということで、南関町のだいたい宅地の評価額というのがございますので、南関町の全体的な平均的な宅地の評価額がだいたい3,200円ほどでございます、平米当たり。皆さんに分かりやすく説明するというので、ちょっと現実とは違いますけれども、仮に1,000平米、1反の宅地があったとします。そこに家が建っていた場合、家屋の税金は別としまして、家屋の場合は建っている場合と建っていない場合で、完全に解けてしまえばその分がなくなるというだけでございますので、これは別としまして、土地の値段は家が建っている場合、建っていた場合には200平米まで6分の1の軽減、それから残りの面積、建物の面積の10倍までが3分の1の軽減という措置がございまして、1,000平米の土地に家が建っていた場合の土地の税金がだいたい1万3,400円かかってくると。ただ、そこに建っていた家を解かれた場合、更地になって非住宅用地になった場合には、その6分の1、3分の1の特例措置が受けられなくなりますので、評価額に負担調整ということでコンマ7を掛けた数字が課税標準額と、それに税率を掛けまして3万1,400円という金額になります、土地のみで。家が建っていた場合と建っていない場合、解いた場合で、解いて安くなると思うとったという方については、差額がだいたい1万8,000円ほど発生してきます。1反という数字自体がちょっと大きすぎますので、仮にその半分、500平米、5畝ぐらいの土地になりますと、その半分、約9,000円ぐらいの差が出てくると。家につきましては、今言われましたように、建ててすぐの家を解かれたというか、評価額が高い家を解かれれば、仮に解かれた後でも税金が安くなるということはあるかもしれませんが、今ご質問の趣旨は、建って古くなった家、倒壊寸前の家を解かれた場合ということでいきますと、もう家屋の免税点が20万円というのがございます。ぎりぎり家の税金がかかるとということであれば、その分がだいたい3,000円弱ぐらい、3,000円程度だと思いますので、それから1万8,000円からその分を引きましても1万5,000円ぐらいは税額が上がってくるというような状況になるということでご理解いただければと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。何様上がる上がるて、どのくらい上がるかちょっと分からんものですから、やっぱり皆さんに分かるように説明しとったがいかんかと思っておりますね、今ちょっとそれでお聞きしました。

荒尾市でですね、人が住めないと認定した場合ですよ、やっぱり老朽家屋かな、これは住宅として扱う固定資産税の特例を適用してないそうですよ。隣の和水町はですね、家を解体して地目を畑にして、地元の農家に貸してあるそうです。本当はですね、町としては税収のためにあまり地目変更は勧めたくなかと思っておりますけど、南関町でもそういう実績はあるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 家を解かれてすぐであれば、すぐに家を建てられる状況ということで、住宅用地、宅地課税ということでございますけれども、今、南関町のほうでも現地を確認して現況課税と。ご存じのように登記地目はこちらのほうで勝手に変更することはできませんので、例えばその家の所有者の方が亡くなられて届出とかに来られたときに、相続関係の指導をしたりとか、いろいろ指導をしております。あと、現況が今言われたように、例えば畑になったと、あるいはもう荒れ放題になっとなつて、家も建てられん状況だというようなことになりますと、一応所有者の方から土地の現況届というのを出していただいて、こちらのほうで現地確認にまいります。その現地の状況を確認しまして、今言われたように、畑になったりとか、荒れ放題で原野みたいになってるということであれば、その現況地目の課税ということで、課税については登記地目は宅地であっても、実際に畑であれば、確認してその畑というのが確認できれば、すべてじゃなくて、例えば半分とかなつてれば、按分で課税したりとか、そういった対応はやっているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

件数は結構あるとですか、何件か。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 具体的な件数はちょっと把握しておりませんが、結構うちのほうの担当のほうで申し出があって、現地の確認のほうは年に数回は出て行っている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

先ほど言いました個人さんたちはですね、そういう制度があるなら、早う地目変更すればよかったと思われまますが、やっぱり町としては、税金がちょっとでも減らんように、あまり勧めたくなかつじなかなかなと思われまますが、そのところは

ちょっとある程度住民の立場になって、また指導をよろしく願いしておきます。

やっぱりこの空き家対策は、まず実態を把握することが一番大事だと私は何度でも言いますが、それが一番だと思います。隣の大牟田市ではですね、昨年の終わりから今年初めにかけてですね、これは有明高専が空き家実態調査をしております。大牟田には2,853件の空き家があり、そのうち活用ができそうな住宅は1,000件以上という結果が出ております。高専の学生たちが、市の社協や工務店と連携しながら、空き家を地域の交流地点、サロンとして活用することを目的として、これは改修工事をやっております。私がびっくりしたポイントといいますか、学生と一緒に参加してやっているということで、私は非常に素晴らしいなと思っております。県内でもですね、商工会のどこかちょっと聞き忘れましたが、やっぱり空き家を改修して、安い賃金を取り、空き家対策を行っております。地元の建設業者は仕事が増えて喜んでいるそうです。

玉名市でもですね、玉名市はおためし暮らし事業ですか、これをやっておられます。今年の4月から、市が所有する空き家1軒に家電を整備して、玉名市へ移住を検討している市外在住者に短期間住んでもらう制度ですけど、家賃は1万5,000円、期間は1週間以上から6カ月以内だそうです。テレビ、冷蔵庫、家電一式、これは4人分の食器と、インターネットも整備されているそうです。布団と衣類を持参すれば、すぐ住めるそうです。こういう住宅促進事業は、これは珍しい取り組みといわれておりますけど、どうですかね、南関町でも取り組んでは。町営住宅が空いてないときですね、一時的に住んでもらうように考えてはどうかと思いますけど、町のお考えをちょっとお聞きします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 確かにおためし住宅という事例は耳にしたこともございます。ただ、町では今のところ行っておりませんので、やはり今あります空き家バンク登録分等についてですね、そういうことができれば町にお試しで住んでみて、定住ということにつながればというふうには考えるところでございます。ただ、この実施ということについては、検討が必要かというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いろいろ取り組みをやっておりますから、検討をよろしく願いしておきます。

今ですね、空き家の寄附なんか、総務課長が言われましたが、1軒あったと。最近、寄附の相談なんかはあっておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 土地については寄附の申し出がありました。空き家につい

てはありません。ただ、町もすべての寄附を受け入れるかということ、そういうことは考えておりません。その土地が有効に町のために役に立つ土地なのかということ判断して、各課がその土地を、もし町が寄附を受けたときにどのように活用するかということがなければですね、申し出があっても寄附を受け入れないということにしております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 活用できる土地だったら、私はぼんぼん寄附を受けてもいいんじゃないかと思います。それを利用して、地域の公園とか、そういう活用ができるような、まして良いところだったら移住者に安く販売することも考えとっていいんじゃないかと思います。

この空き家対策は、何度も言いますが、民間もいろいろやっております。北九州の業者は空き家管理業務ですね、所有者から毎月もらって、掃除と、草刈は何か料金は別だそうなんですけど、玉東町では社協が主体となって、介護ホームに改築して、これは平成13年に開設されております。今言いました他の市町村ではいろいろ取り組みを行っております。

南関町で住宅をリフォームした場合、補助金を出しておられます。その代わり県外からの転入者と若者世代ですけど、ここでいわゆる空き家対策の一環として、古民家の再利用のリフォーム事業を設けてはどうかと思っております。古い家屋などを修理、修景に対する整備助成事業の導入も考えてはいないですか。考えていくべきと思いますが、いかかでしょうか。今、古民家、特に古家でも非常に若者が関心をもっているんですね。特にこれは私が思うんですんですけど、町には北原白秋の生家があります。ほとんどの人が柳川と思われておりますけど、この建物を私は歴史的重要な建造物の保存のためにも、導入をしてはどうかと思ひ、尋ねました。南関町には宝があるとですよ。これはもったいないと思います。観光客の増加の一つにもなると思ひますが、町のお考えをちょっとお伺ひします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） リフォームのほうでは白秋生家の件でお答えいたしますけれども、白秋生家につきましては、これまでももう10年以上前から、そういった話が出ておまして、いろんな交渉がされてきておりました。ただ、その中ではやはりその白秋の生家に携わっているという方がですね、やはりこれまでのいろんな、その白秋家の歴史とかいろんな思いがあつてですね、そういったものを一般の人にあまり見せたくないというお考えとかもありまして、特に白秋の生家はもともと3階建てだったんですよ。今はその3階建てが保存されてなくて、2階建てのような形になっております。そういったことで、やはりその年月が経過する中で、そ

ういったことにもなつとるものですから、やはりあまりそういったものを外に出したくないということも伺いました。最近は大里教育長と二人で、じっくりその所有者の方と話をしました。初めてそういった話をしたということでお聞きしましたけれども、やはりそういった思いがあって、町が直接そういった改修、移設をして、それを保存するということではですね、まだ今の段階では所有者の方も完全に理解できているような状況じゃありませんので、やはりその場所に残してするのか、移転をしてするのか等も含めてですね、やはり所有者の方の、少しずつお気持ちは和らいでいるんじゃないかと思しますので、そういったことも含めて継続しながら、いろんなお話はしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

私も時々見に行つて思うんですけど、本当にもったいないなと思つとるとですよ。3階建てで知りませんでした。ありがとうございます。

ところで、移住者を増やそうと空き家バンクの制度ができましたけど、もう3年以上経つとですかね。今の現状はどうですか。空き家とか、空き家店舗の登録、保険登録、利用の希望者数とかですね、だいたいどのくらい相談成立がしたのかなと思ひまして、ちょっとお聞きいたします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） まちづくり推進プロジェクト事業の中の空き家バンク事業につきましては、平成23年2月から設けております。これまでの延べの登録件数を申し上げます。空き家の賃貸が延べでございまして、11戸でございまして。それから、空き家の売買を希望される方が7件ですね。それから、空き家の賃貸の契約件数が7件です。空き家の売買の契約件数が2件ということになっております。今現在の空き家バンクに登録されている物件の数でございまして、住宅の売買希望が3件、それから宅地の売買希望が3件、それから住宅の賃貸につきましては1件ということで推移をいたしております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） あまり思ったごつは多うなかつたですね。そうばつてんでですね、南関町の特性を活かした空き家対策として、中古住宅の活用促進にも今から力を入れていくべきだと思います。よろしくお願ひしときます。

いろいろ今お聞きしましたが、この空き家対策としてですね、やはり空き家所有者の責任、明確化、管理不全の状態にならないようにですね、条例を施行する自治体が増えております。国交省の調査で今年4月現在で355自治体です。私は冒頭言ひましたけど、県内では熊本、人吉、水俣市の3市が施行しております。この空

き家適正管理等を定めると、空き家条例、近くの市町村、または検討中とか、市町村は何か把握されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 県内で一番近郊では山鹿市が平成26年3月に条例制定をしております。検討中の自治体も多くあると思いますけど、その検討中の自治体については把握しておりません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この空き家対策は、先ほども言いました、鶴地議員もですけど、今の酒見議長も一般質問をされております。そのとき、危険な家屋については指導勧告等を行うことができる条例、撤去費用の補助について検討していると答弁されております。同じ年の12月ですね、このときは確か23年3月定例議会です、今の議長が質問されたのは。鶴地議員は12月だったですけど、このとき解体の助成制度もこのとき質問されとるとですよ。そのときは防犯面、景観面について、該当事業に対応できるか検討する必要があると言われております。先ほど案は出来ておると言われましたが、この解体に対する助成制度ですよ、これの町の考えをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 生活環境保全ですね、それと防犯面等、そういった観点からも空き家の対策はもう早急に必要なことは、私自身も理解しとるつもりであります。また、地域住民の皆さま方が不安に思われているということもですね、先ほども議員のほうからもありましたけれども、それもお聞きしております。そういったことでですね、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、国の空き家対策法案の成立を待って、なるべく早い時期に立入調査、助言、または指導、勧告、そして命令といったようなですね、段階的な対策ができるような条例の制定を図りたいと思っております。そして、今議員が申されましたとおり、解体に伴う補助制度については、これは当然、関連してくるものだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、町長が言われました秋の臨時国会ですね、これは自民党が空き家対策特別措置法案を出すように考えて、目指しておりますけど、この特措法では今言われました市町村に空き家の立入調査などを付与する内容のようですが、この法案は平成23年9月の定例会に同じような動きがありました。そのときは多分、町長が言われましたけど、確かこのとき法案は通らなかったですね。成立はしてないです。このときの定例会で空き家等対策条例の研究会に参加しながら、条例の制定に取り組んでいると、もうどの答弁もされております。これは元島崎議

員のこれは廃屋対策ですかね、それで答弁されております。今度、国会でですね、例えばですよ、法律が通らなかったとした場合ですよ、もう私は空き家制度は待ったなしじゃないかと思えますけど、もしさっき言いました法案が成立しなかったら、これは町はいつ頃の制定を考えておられるんですか。通る通らんは別として、私は推し進めるべきだと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 国にすべてを任せるという気持ちはもっておりません。という事で、やはり国の法案の成立に併せてというのはですね、やはり整合性を維持したいということが一番であります。やはりですね、その中で国がいつまでも先延ばしということであれば、先行して町がすべきということも考えております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

今まで空き家に対してはですね、所有者に本当にお願ひするしかなかったです。先ほど言いましたこの空き家条例とですね、空き家の解体助成事業を設ければですね、一歩進んで問題解決になると思います。案は策定していると言われましたので、本当ですね、これは長年検討されております、いろいろ23年とかを調べるとですね。検討から実施へと早めにお願ひしておきます。

空き家周辺の住民の相談、これは非常に先ほど言いましたが、多いですけど、私も受けましたが、やっぱり役場の方は何人かですよ、これは個人の問題と言われます。しかし、やっぱり住民の方がおるから、私は町があると思っておりますので、やっぱりまちづくりをしていく以上ですね、個人の問題と言わずにですね、取り組んでいくべきだと思っております。人づくり、まちづくりのためにもですね、他の市町村でもいろんな事業をやっておりますので、そこを参考にしてもらいたいです。先ほど言いましたが、中では学生が参加しながら行っている自治体もありますので、よろしくお願ひします。

南関町では、いわゆる高齢化率ですか、これは63%の集落もあるといわれております。特に限界集落ねこれは6月の議会で、萩の谷、宮島区があると答弁がありました。しかしですね、そのときお聞きしたんですけど、40代は多数とのことでした。もう私はこの空き家対策は待ったなしだと思っております。自分でできないのはやっぱり地域でですね、共助から、みんなで助け合う公助ですか、そして後は役場の力です。それと、公助にしていくべきです。活用できる空き家は早めに活用して、管理が不十分にならないように、行政も支援しながら取り組んでいく考えをもつべきだと思います。

町長は、地域づくりの子育て支援、高齢者の見守り隊の見守りの推進では、支え

のネットワークを約束されておりますが、空き家対策、まちづくりの一環としてもですね、まずは地区で環境まちづくり会を結成してもらい、地元住民と協定を結ぶ体制、いわゆるネットワークを進めてはどうかと私は提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 協働のまちづくりの観点からも、非常に意義あることだと思っております。それぞれの地域でのお考えや目的がやはり少しずつ違った部分があると思っておりますので、やはり全体的に整合性をとる必要はあると思っております。幸いなことにですね、町には今、住まいづくり推進協議会という組織を立ち上げております。いろんな業種の方が加わっていただいております、専門的な地域やいろんな情報も持っておられますので、その会議の中でもですね、こういったことについても議題として取り扱っていただいております。そういったことになればですね、議員の皆さま方にもぜひご協力をお願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ぜひお願いしておきます。

今日は1時間と言うとたがですね、もう少しで終わりますので、ちょっともうまとめに入ります。

冒頭で言いましたが、この空き家対策問題、これは一筋縄ではいかないと思っております。しかしですね、まちづくりをしていく以上ですよ、これは何度も言いますが、避けられないことだと思っております。地域の空き家をですね、負の遺産としてとどめず、資源として活用する手立てをとるべきです。隣近所や地域で協力しながらしなければ、本当地域は衰退します。地域が活性しなくてはですね、まちづくりはできません。地域づくり、地域おこしの一環としてもですね、早めに取り組んでください。また、取り組むべきです。酒見議長と鶴地議員も早くから問題提起されておられます。行政はたまには、予算がないんだ、金がないと言われますけど、何も金だけじゃないんですよ。地域でお互いに支え合う、助け合う気持ちをもつようにですね、人と人をつなぐ取り組みを行うのも、私は行政だと思っております。これも今後大事になっていくと思っておりますので、ぜひ取り組んでください。これからはですね、進んでいく人口減少、高齢化社会にあたりですね、やはり新たな目線でですね、この空き家対策に取り組むことを提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に続き会議を開きます。

7 番議員の質問を許します。7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 7 番議員の鶴地です。

私からは 2 点質問をさせていただきます。

1 点目、特別養護老人ホーム延寿荘の入所待機者の現状と対応についてということです。これは待機者の推移と今後の予測についてということと、高齢化が進行する中、地域医療介護総合確保推進法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されます。待機者の解消と高齢者対策にどう取り組むかということでございます。

2 点目として、南関町の表彰規定について質問をいたします。まず、表彰項目と過去 10 年ほどの表彰事例はどうなっているか、スポーツ功労者優良団体表彰の事例はと、表彰基準と再考と新たな規定の設置を望むがということです。それから、体育以外、文化、ボランティア活動等のこういった活動も表彰対象にすべきではないかということで質問をさせていただきます。

まず、待機者の推移と今後の予測については、要支援・要介護の人数の推移ですね。例えば 10 年、5 年、3 年前と現在とでは、人数の変化、さらには南関町の高齢者人口に対する割合の推移、傾向を知ることも必要だと思います。南関町は、他の市町村と比べ健康なのか、あるいは 10 年前と現在ではどのように違うのか、傾向はどうか。他の町との比較もしながら、南関町の傾向が分からなければ、待機者の予測もできないし、対策や介護保険事業の計画の立てようがないと思うからです。

高齢化が進行する中、地域医療介護総合確保推進法が 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 4 月から施行されることになりました。介護の必要度が低い要支援 1・2 の人を対象とした訪問介護、通所介護を市町村事業に移す全国共通の基準を改めて、市町村がサービス内容や報酬単価、自己負担などを独自に決める仕組みにするというもので、この法律が成立する前には全国でアンケート調査があり、市町村への移行は不可能とする回答が自治体の中で 32%、可能は 17%、判断不可能が 39%、これを計算しますと 12% が未回答だったということになりますけれども、そんな記事が 4 月 3 日に出ておりました。熊本県内では、10 市町が不可能と回答していますので、南関町は来年から大丈夫なのかという心配。職員が多忙になって、待機者の把握、適切な対応、サービスの低下を招かないかと心配するものです。

国のガイドラインが示されたら、県や施設関係者としっかり検討していただくた

めにも、要支援・要介護者対策、待機者の解消にどのように取り組むのか質問をするものです。

次に、南関町の表彰規定についての質問は、少しでも町民の話題となり、明るく元気になるニュースを提供してほしいと思うからです。特に子どもちにとっては、身近な目標、励みとなります。お互いが切磋琢磨し、仲間意識をもち、助け合い、向上心を培うために、大切な取り組みであると思いますので、スポーツ以外でも文化面やボランティア活動といった面でも、ぜひ表彰、あるいは感謝状、奨励賞、そういったものを含め検討してほしいと思ひ質問するものです。

子どもたちを地域で育て、思い出と故郷を愛する感情を育まなければ、給食、医療、奨励金をいくら出しても、子どもは外に出ていってしまいます。子育てに投資して、これからというときに都会に出ていってしまう。会社経営に例えるなら、しっかり社員教育をして、これからというときに他所に行かれてしまう、そういったものだと思います。子どもたちをしっかりと誉めて、地域で大切に育て、子どもたちが自分は南関町の間人だ、この町に住み続けたいとなるような政策をとってほしいものです。そのためには企業誘致とかそういったことも、働く場は大事ですがけれども、昨今は事故や災害、犯罪といった暗いニュースが多いように感じます。明るい話題で少しでも町が元気になるように、一つの取り組みとして表彰のあり方を検討されるよう質問するものです。

この後の質問につきましては、自席から質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただ今ご質問のありました、7番、鶴地議員の特別養護老人ホーム延寿荘の入居待機者の現状と対応についてのご質問にお答えします。

特別養護老人ホーム入所申込者については、現在、南関町特別養護老人ホーム延寿荘入所取扱基準によって入所に係る取り扱いを明確化し、入所決定過程の公平性及び透明性を確保し、入所の必要性の高い方の円滑な入所に努めているところでございます。

特別養護老人ホーム延寿荘入所申込者数は、平成26年7月現在では84人となっております。この入所申込者の数は、平成25年7月の84人とまったく同じような状況となっております。入所定員の2.8倍と依然として高い状況にもあります。今後も広域的に入所定員の見直しや、民間事業者への支援に努め、介護サービスの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、南関町の表彰規定についてのご質問にお答えします。南関町例規集に規定しております表彰規定は、昭和34年3月に制定した南関町区長表彰規定、平成1

5年9月に制定した南関町スポーツ功労者優良団体表彰規定、平成24年9月に制定しました南関町民栄誉賞規則がございます。また、町ではこれまで合併10周年ごとに記念式典を開催し、この式典の中で地方自治功労者、産業振興功労者、教育、スポーツ、文化功労者等の表彰を行っているところでございます。詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

次のスポーツ功労者優良団体表彰の事例、表彰基準の再考と新たな規定の設置、体育以外の活動も表彰の対象にすべきではとのご質問につきましては、教育課長より答弁させます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 鶴地議員のご質問②の高齢化が進行する中、地域医療介護総合促進推進法が成立し、平成27年4月から施行される。待機者の解消と高齢者対策にどう取り組むかについてお答えいたします。

推進法が成立する中で、介護保険法一部改正に伴い、今年の末ぐらい、政省令とまた通達あたりも具体的に示されてくるかと思えます。また、県の入所取扱指針等ありますとおり、延寿荘の入所取扱基準等も作成をしてまいりたいと思っております。そんな中、改正中の特養に関しまして、新規入所者を原則介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化する。また、軽度、要介護度1・2の要介護者について、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと、特例的に入所を認めると定めております。例えば知的障害者とか精神障害者などを伴って、地域での安定した生活を続けることが困難な方、家族などにより虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が必要な方、また認知症高齢者であり、常時の適切な見守り、介護が必要な方などです。

また、延寿荘におきましては、平成26年7月現在の入所申込者中、介護3以上の待機者数は54名いらっしゃいます。4年前で40人でした。約35%の増でございます。認定者の増加に伴い、在宅での生活が困難な中、中・重度の要介護者も増加傾向であり、先ほど町長答弁にもありましたとおり、さらに施設居住系サービスの基盤整備により待機者の解消を図りたいと思っております。

また、入所者の高齢化、重度化に進む中、必要とされるサービスを提供するために、さらに職員の研修等を開催し、資質の向上も図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町の表彰規定についての①表彰項目と過去10年ほどの表彰事例はどうなっているかについてお答えします。

まず、例規集に規定しております町民栄誉賞でございます。もうご承知のとおり、浦田理恵さんを表彰しております。それから、南関町区長表彰規定ということでもあります。これについてはですね、区長として10年以上勤務した人を表彰しております。平成25年度にお一人、平成24年度に1人、平成23年度に2人、基本的に10年以上の勤務していた人を表彰しております。

次に、南関町スポーツ功労者優良団体表彰規定につきましては、教育課長が答弁します。

次に、南関町は合併10周年ごとに記念式典を行っております。このときの最新の記念式典での表彰はですね、合併50周年記念式典を行っております。このときの表彰を報告します。表彰の項目、区分としましてはですね、特別功労者、それから地方自治功労者、産業振興功労者、それから交通・消防功労者、民生・福祉功労者、それから教育・スポーツ・文化功労者、それから団体功労者ということで表彰区分を分けております。ちなみに人数を言いますと、特別功労者についてはありませんでした。地方自治功労者については20人、それから産業振興功労者については9人、それから交通・消防功労者については7人、民生・福祉功労者につきましては25人、教育・スポーツ・文化功労者については18人を表彰しております。このときは表彰の基準を定めております。これは来年、60周年記念をやりますので、その中でまず庁舎で検討委員会を開きまして、それから60周年記念では新たに表彰基準を作ります。その中で表彰者を決定しているところです。ちなみに、合併50周年記念での基準といいますものは、歴代町長及び議長、これは現役を除くとしております。次に、議会人として10年以上の者、それから各種委員会、協議会の委員として10年以上の者、現役の区長として10年以上の者、非表彰者を除くと。それから、消防団副団長以上の職に10年以上の者、それから国・県委嘱の委員等の職に10年以上の者、それから農林業、商工業、その他公的団体等の役員として多年在任し、功労のあった者、それから前項者、その他特に必要と認める者及び団体というようなことで基準を定めて表彰しているところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 鶴地議員の②のスポーツ功労者優良団体表彰者の事例はということですので、まずこの事例について答弁させていただきます。このスポーツ功労者優良団体表彰規定が平成15年に出来ておりますけれども、15年度、陸上の片山弘美さん、ソフトテニス指導者の橋本知佳子さん、それから卓球の塩山治

男さん、陸上指導者の津留和英さん、ソフトテニスの平山隆久さんが15年度受けられております。平成16年度、柔道の立山広喜さん、レスリングの田島一賢さん、野球の菅原力さん、ソフトテニスの福井拓也さん、ソフトテニスの坂井勇喜さんが16年度でございます。17年度、レスリングの綾田慎也さん、ソフトテニスの城門毅さん、南関町ジュニアソフトテニスクラブ代表の津留満彦さん、18年度が、ソフトテニスの内田修平さん、ソフトテニス指導者の池田完治さん、グラウンドゴルフ協会代表の北原和子さん、平成24年度が、浦田理恵さん、ゴールボール競技ですね。それから、レスリングの森達也さんが受けられております。それから、本年度がですね、熊本国府高校の大里桃子さんを今月9月28日、体育の日に表彰を行いたいと思っております。大里桃子さんにつきましては、8月6日の全国高校ゴルフ選手権で国府高校が全国優勝いたしました。そのメンバーでございました。本年度、功労者の表彰をする予定でございます。

それから、表彰規定の再考と新たな規定でございますけれども、平成15年度に出来ましたものにつきまして、教育委員会で私たちなりに再考いたしましたけれども、少し変えたほうがいいんじゃないかということがありましたので、そこは再考していきたいというふうに思っております。

③の体育以外の文化、ボランティア活動の表彰も対象にすべきではないかということですが、これは再考の中の一つに入れるんですけれども、他の町村も見えますと、スポーツ以外も文化も一同に表彰の規定の中に入れるところが多かったものですから、やはりスポーツ・文化というふうの一つに入れたほうがいいのではないかというふうな思いが一つあります。それと、文化活動とボランティア活動が今まで非常に選考しにくかったものですから、この選考過程をですね、十分ちょっと熟慮しながら作っていきたいというふうに考えております。ただ、ほかの町村もですね、文化活動については表彰規定は非常に難しく、特に玉東町においては町ではなくて町民会議のほうでやっているとかですね、南関町におきましては昨年、野口第三郎さんが文科省の文化財の保護活動で代表で行かれましたけれども、教育委員会のほうで文化祭の日に表彰しておりますけれども、そのへんも併せてスポーツ振興と文化活動が一緒にできないか再考したいというふうな考えはもっております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 最初の質問の中で、今後の予測に関してどのように捉えているかということで、私は具体的な数字を欲しかったんですけれども、ちょっと期待とかけ離れて、待機者は増えるような漠然とした回答でしたんですが、何か何パーセントとか、今よりも倍ぐらいになるとか、5年後にはどれぐらいとか、そうい

った自分なりの数字というものは持たれてないですか。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 22年3月末現在から今7月現在におきまして、パーセント的には38%ぐらいの異動であります。そのあたりを推定しますと、今後もそれに近い数字の伸びじゃないかとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 最初の町長の答弁の中で、25年度だったですかね、待機者84人が横ばいというふうな回答でしたけれども、この前から文教厚生常任委員会で待機者のことで調査しておりますけれども、そのときには26年7月1日現在の待機者は84人、しかし平成22年には61人ですから、4年間で38%増加した計算になります。来年からは今度は要介護3以上ということの、ちょっと対象が変わりますけれども、こういった要支援・要介護の待機者の38%、4年間ですよ、これだけ伸びるということは、相当心配される状況ではないかなというふうに思います。

高齢者の中で、要介護者の占める割合が平成20年に13.1%、22年に14.4%、平成24年に15.8%と、高齢者の中に占める割合が増加傾向にあります。南関町は不健康というか、健康寿命が低下しているんじゃないかなと、平均寿命と健康寿命の差が開いているんじゃないかなという心配さえあります。ちなみに、長洲町ですけれども、高齢化率は29.5%と、7年前より5%上昇。しかし、13年度の要介護認定率は前年度から1.2%下がって19.2%と、2年連続で低下しているという記事が、ついこの前の熊日の新聞記事に出ておりました。長洲町については後でちょっと触れますけれども、要支援・要介護率の傾向ですね、このへんは5年、10年後に対して、どういうふうに思われていますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 鶴地議員さんの、要介護の認定者、要支援の認定者の推移は、今後どのような考えを持っているかというご質問ですけれども、先ほど細かい数字を期待したということでございますので、10年、5年、3年ということでございましたけれども、平成20年度については、65歳以上の高齢者が3,609名、その中で要支援の認定が190人で5.2%、要介護につきましては473人で13.1%、また3年前の平成23年度におきましては、65歳以上が3,540名、要支援の認定者が223名、6.2%でございます。それと、要介護の認定者が557人、15.7%、それから昨年度、平成25年度におきましては、65歳以上が3,626人に対しまして、要支援の認定が216名、5.9%、要介護の認定者が578名、15.9%でございます。それから、平成20年から25年度に

おきまして、要支援では26名の増加ということで、13.7%増加しております。また、要介護につきましては、20年から25年におきまして、105人増加ということで、22.2%の増加率になっております。また、ちなみに認定率ですけれども、全体における認定率につきましては、平成24年度から25年度につきましては、22.8%から21.8%と、1%の減になっているところでございます、認定者についてはですね。しかしながら、新聞等報道でもされましたように、65歳以上の高齢者が団塊の世代がこれから入ってまいります。10年後の2025年ぐらいになりますと、75歳以上に大きく人口が増えてまいります。そのことを考えますと、これからの介護認定者数というのは、10年間においては年々20名程度の増加というふうに考えております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、年々20名ほど増加するのではないかとこの予測というか、そうなりますと、南関町の施設が足りないですね、定員数。このへんについてはどういうふうに考えておられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それの受け皿ということでございますけれども、南関町における老人ホーム延寿荘については公立・公営でやっておりますけれども、この定数につきましては、県全体の有明圏域の一部になりますけれども、熊本県全体で定員数というのが高齢化率、それから有明圏域に占める割合、そういった形で定数が定められております。そういった制度もありますけれども、国の意向としてはできるだけ施設での介護ということではなく、在宅介護のほうを今しきりに推進をされておりますけれども、今後の法律の改正についても在宅を中心とした介護というふうな方向で進んでいっておりますけれども、やはり南関町において小さな町でございますので、やはり国が求める方針に従うべきところもありますけれども、やはり在宅での介護というのはなかなか厳しい状況ではあるかと思えます。そういったこともありまして、今年度、第6期の介護保険事業計画を策定いたします。また、その中で議員さんの中から策定委員をお願いをしているところでございますので、そういう検討委員会の中でさらにそういった施策等については検討を進めて、計画の中にできるだけ盛り込んで対応をしたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） できるだけ在宅介護にということですが、国の方針はですね。しかし、今、一人暮らしの高齢者が増えています。これは自分一人でどうやって介護するのかなど、これは大変なことだと思いますよ。どんどん増えているし、最近をよく人口統計あたりで、いろんな記事も報道されておりますけれども、

非常に心配です。そして、待機者がやっぱり増えるんじゃないかということですね、見てみまして、待機者の数が和歌山よりも随分と南関が少ないですね。人口規模、それから高齢化率からしてですね、なぜこのように違うのかなど。菊水荘が157人、和歌山荘が166人で、合わせて323人。南関町は待機者が84人ということで、4倍近く和歌山町のほうが多い。この原因というか、何ですかね。どういふふうにこれは推定というか、思われていますか。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 待機者数では、延寿荘のほうは少ないんですけど、入所定員におきます待機者の割合で申しますと、南関が2.8倍、それと和歌山が2倍でございます。よって、入所定員枠が少ないこともあるのかなと見ております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） この原因にはですね、一つは延寿荘そのものの、まず施設の老朽化、それから場所、そして交通の便、そういったものが相当影響していると思いますけれども、延寿荘では全部南関町の方ですかね。南関町の方が延寿荘に入りきらずに、他所に行っている事例、人数、そういったものはいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 特別養護老人ホームに関しましては、介護保険事業の施設介護サービスの受給者数というデータがございます。その中で特別養護老人ホームに入所されている方については66名になっております。この66名に延寿荘の30名が町内の方ということで、66名から30名を引きますので36名の方が町外に入所されているというふうになります。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 本来は、南関町のほうが多いのがだいたい本当だと思うんですけどね。南関町は30人しか入れないものだから、よそに36人も行かれていますというのは、私もちょっとどうしたものかなというふうに。そうなると、定員数を増やす、そういった努力も必要だと思うんですけども、そうなりますと、当然その待機者がずっと出てきます。この待機状態はいかがですか。2年も3年も4年も待機になっている方がいらっしゃると思うんですが、年数ごとに人数を把握されていたらお願いしたいと思いますが。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 今、7月現在で、5年待機されている方が2名です。4年が3名です。3年が13名、2年が11名、ほかに関しましては1年未満の方です。また、長い方につきましては、入院中とか点数が低い方、介護度が低い方とか、

老健施設に入所とか、在宅の方はいらっしゃるんです。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 2 年が 11 人、3 年待ちの方が 13 人、中には 5 年も待たされている方が 2 名いらっしゃる。ということは、2、3 年は待たないと入れないという、とんでもない状況だと思うんですけど、これでは高齢者が安心して暮らせるまちづくりにはほど遠いと思うんですよ。やはり何とかしなければならないんじゃないかなと思います。今、点数とか、そういうのを言われましたけれども、優先順位があり、点数制をとられているのであればですね、点数配分、そういったものはどういうふうに使われていますか。最高得点というとおかしいですけども、最高の点数の人は何点ぐらいになるのか、あるいは点数区分ごとの人数というか、そういったものがありましたらお聞かせください。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 南関町特別養護老人ホーム延寿荘入所取扱基準に基づきまして、入所必要度の評価表簿を作成しております。その中で最高得点 100 点でありまして、点数が高いほど入所の必要性が高いわけでございます。7 月現在、90 点代が 1 名、80 点代が 2 名、70 点代が 45 名、ほか 70 点以下という現状です。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 点数で、どの程度の緊急性なのかちょっと想像も、私も直接は知りませんが、70 点、80 点、90 点という人が何人も、48 人ですか、おられるということはちょっと大変だなと思うんですけども、空きができた場合は次の待機者を当然許可されるわけですけども、そのへんはどういうふうにして決められていますか。待機者がいっぱいの中でどうやって決めるか、単に順番待ちではないし、何人の中から一人だったらそうもないですけども、30 人も 40 人もの中からどうやって選ぶか心配ですけど。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 先ほど申しました評価表中に事情を具体的に記載しまして、入所検討委員会の判断のもと、入所の必要性の度合いに応じて点数化しております。また、特に入所が必要と認められる事情とか、大まかに 3 つの状況で判断しております。一つは入居希望者の状況、介護度の状況、生活環境等のあたりで判断しております。また、急遽必要な方は、ショートの実業あたりもご紹介しております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 9 月 15 日の新聞で、65 歳以上の高齢者が 3,296 万

人、前年比111万人増、これは3.5%の増加ですよ、1年で。これから先、私たちがちょうど2025年問題の張本人に該当しますけれども、これから先もっとも増えてきて大変なことになります。2035年には65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人の割合と予測されています。全国の高齢化率が25.9%、南関町が34.2%、これを比較して単純計算するなら2035年の南関町は高齢化率が44%、2.3人に1人は65歳以上になる計算となります。当然、こういう状況であれば、要介護者数の人数も大きく増加が予想されます。これは町長にお尋ねしますが、待機者が増加傾向の中、どのような手を打つか、それから定員数の増加が当然必要だと思いますけれども、いつまでにどのようにするか、またそれが可能なかどうかですね、そして一つは延寿荘を民営化したほうができる可能性は高いというふうに思うんですが、このへんについては町長のお考えはいかがでしょうか。高齢者が安心して暮らせるようにするためには、どうしてもどこからか手を付けなければなりませんので、お考えをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まず、高齢化の推計について44点何パーセントかということをおっしゃいましたが、恐らくこれからの推計がどうなるかということの中では、私は南関町がそういった44%とか、そういった推計にならないような調整をしていくということで考えておりますので、そういったことにならないようにしたいと思います。

待機者が多い、これを解消するということにつきましては、やっぱり南関町の延寿荘だけの問題ではなくて、熊本県、そして有明地域の全体のやっぱりそういった待機者の問題、高齢化率の問題と先ほど説明がありましたけど、そういったこともありますので、そういったものも含めてですね、やはりこれからの入所定員を増やすということはどうしても必要なものじゃないかなと思っております。そういったことをするためには、やっぱりもう民営化ということで今おっしゃいましたが、当然もう民営化検討委員会の方針が出ておりますので、民営化はもう変わる方向はありません。民営化していきたいと思います。その民営化につきましても、今後どういった方向性で民営化をするかということ、今後はもう入っていきますので、そういったことにつきましてもやっぱり民営化検討委員会、そして介護保険事業計画策定委員会というものがございまして、そういった中にもですね、この延寿荘のあるべき姿、そして定員を増やすという方向性を持ちながらですね、一番町がすべき民営化の方向、そして住民の方が待機をしなくていいような方向性を探しながら、その中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、民営化検討委員会と、それから介護保険事業計画策定委員会、この両委員会ですけど、こういう中で本当にしっかり、そして緊急性をもってですね、検討していただきたいというふうに思います。

それから、法改正の後ですね、来年4月から要支援1・2は町の事業、それから入所は要介護3以上となりますけれども、心配なのはそのサービス内容や報酬単価、自己負担などを独自に決めていいと、決めなさいというふうなことについてはですね、どのように検討していかれますか。作業工程表というか、国のガイドラインが示されないうちはなかなかこちらのほうでというのは難しいでしょうけれども、いずれにしろ国の方から県にガイドラインが示されます。そして、説明会があると思います。そういう行程に対して、どういうふうに取り組まれるか、ちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 法改正後、来年の4月から要支援1・2の中で訪問介護、それから通所介護、この2つの事業が町の事業ということで施行されるところでございます。この2つの事業につきましては、3年間の経過措置があるところで、2017年度までにすべての市町村で実施するという法律になっているところでございます。こういった状況から、人員配置等でご質問でございますけれども、一応今現在、訪問介護、通所介護、各事業所でそれぞれ被保険者の方、認定者の方が個人的に契約をされて、サービス計画によりその給付をされているところでございますけれども、そういうことを踏まえまして、町が実施主体になりますけれども、それによって、私が申し上げていいかどうかちょっと苦慮するところですが、人員の配置というのは一応担当課としては考えておりません。といいますのが、今、介護保険の給付費という形でお支払いをしていますけれども、事業実施が町で、形態が変わるということで、一応町としては今実施されている事業所に対して委託という形で、その委託につきましては町の予算で委託料ということで事業所にお支払いをする。その財源につきましては、今までの介護保険関係の地域支援事業の負担割合ということで、あくまで事業そのものがなくなるというわけではございませんので、特にそういったことに注意をしながら取り組んでいきたいと思っております。

また、要支援1・2が町の事業になるということでございますので、ほかの訪問介護とか、通所リハビリ、福祉用具等については、今までどおりの給付事業で介護保険制度で進んでまいります。そういった事業と併せながら、やはり介護度、要支援1・2にならない方のために、やはり介護予防事業に重点的に取り組んでまいりたいと思っております。各地区で行っています介護予防事業につきましても、財源的には今、約1,800万円程度の委託料で介護予防等の事業をしておりますけれ

ども、やはりそういった事業に要します財源というのを若干増額しましても、介護保険制度を利用して介護を受けられる方に対して失礼でございますけれども、経費はそちらのほうで削減できるかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 今、何か費用が1,800万円ほどありますとちょっと出ましたが、これは町民の1人当たりの医療費、あるいは65歳以上だったですか、75万円ぐらいあったと思いますが。何人分ぐらいにしかならないですね。しっかり介護予防事業に取り組んでですね、やはりこういった対策をしてもらいたいと思います。

9月10日の、これはどういうふうに進めるかというところですが、自分の町の状況を知らなければ対策も立てようがないと思うんですよ。9月10日の熊日新聞に「長洲町の模索」という記事が出ておりました。読まれた方はどなたか、この記事についての感想を尋ねたいと思いますけれども、先ほどちょっと言いました13年度の要介護認定率、長洲町1.2%下がって19.2%、2年連続で低下していると。これに絡むことですが、この長洲町の取り組みに対して、何かどなたか感想を述べられる方はいらっしゃいませんか。質問の通告の中に担当課長というのがありますので、どなたが答えられてもいいと思いますけど。住民課長は特に関係しますので、どなたかその感想を述べていただきたいと思うんですが、いらっしゃいませんか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今おっしゃいました長洲町での介護予防教室という形で掲載をされているのを一応読ませていただきました。その中で最近の高度技術を駆使して、全然違う場所との回線利用で事業を行っているという記事だったと思います。そういった中で、独自にそういった施策をされているのは、やはり見習うべきものがございまして、一応南関町におきましては、今、各地区公民館がちょっと数字的には60カ所ぐらい、地区に学習センター、公民館等があるとちょっと認識しておりますけれども、その中で34地区で介護予防事業に取り組んでおります。そのことに対しましても、やはり町全体にそういった事業を進めていくということで、長洲町さんのほうに最新技術でそういった町外の方との連携でやるのも確かに見習うべきところがありますけれども、南関町は南関町独自でそういった全地区に対して、そういった事業展開ができれば、これがやはり給付費、それから医療費の削減につながるものと、私はそういうふうに認識しております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 他にはないですか。私が一番この新聞記事に注目したのは、

長洲町の一区一職員制度です。これは思い出されたような、今うなずいておられましたけれども、長洲町が今年度37行政区にそれぞれ2人以上の職員を配置する一区一職員制度が導入されたという記事が載っておったんです。職員が区長らと担当区を路地裏まで回り、独居老人や体が不自由な人、道路、街路灯、特に先ほど境田さんが質問されましたけれども、空き家状況ですね、この把握に努めて、ほぼ全部網羅したというようなことです。これは町長に直接、私はどういうふうに行っているかを尋ねました。そしたら、残業代を入れても大して掛からないと、しっかり町の状況が把握できると、町の状況を把握しなくてですね、何の計画も立てられないですよ。そういったのを新聞で見て、ワァ長洲町はすごいなと、こういったことで取り組んでいるのかということ、やはりすぐ明るく日に、特に担当の職員さんですね、長洲町に電話してから、こんな新聞の記事が載ったけれども、どういうふうに行っているんだということをですね、やはり尋ねて、そして見習うべきは見習うべきだと思いますよ。ぜひそういったことで、自分の町のことをしっかり把握していただきたいと思います。それをやるとですね、アンケート調査を、私はしよっちゅう言いますけれども、アンケート調査を。アンケート調査する必要はないですよ。もう職員さんが世帯数を職員数で割れば大体出てきます。長洲町と比較して取り組めばいいんじゃないかなというふうに思います。そして、町長に聞いたらですね、ゼンリン地図を持って回って、それに書き込んでいるそうですよ。介護者の度数に応じて、一人暮らしなのか、要介護がひどいのか。色分けしながらゼンリン地図に書き込まれているそうです。空き家対策もそうです。空き家も3ランクに分けて、そして非常に傷んでいる、まだ使える、もっと利用すべきだというふうなことですよね。そういう色分けを調べられているそうです。だから、こういう新聞記事を見たら、すぐ問い合わせるなり、対応してほしいと思うんですね。長洲町の一般質問の中で、南関町が出たそうです、議員さんから。介護予防事業とそれからスポーツ振興、スポーツ取り組み、南関町のようにできんのかという質問があったそうです。私は逆に今度は言いたい。この一区一職員制度、長洲町のようにできんのかと言いたいと思います。ぜひこれを参考にさせていただきたいというふうに思います。

時間が休憩の時間だと思いますので、介護関係についてはここでちょっと中断します。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 一区一職員というか、その制度につきましては、実は南関町も住んでよかったプロジェクトの中で検討した時期がございます。でも、既に長洲町よりうちのほうが早く検討はしたんですけども、なかなか住んでよかった

プロジェクト事業をたくさんのメニューをこなす中で、そこまでが入り込めなかったということでもありますので、今後、私はその当時もぜひこの事業は職員が行政区に入り込んで、いろんな情報を入手しながら行政に役立てるということは考えておりました。ですので、もう一回ですね、住んでよかったプロジェクトの中で含めて検討していければと思っております。

○議長（酒見 喬君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを再開します。

7番議員の質問を続けます。7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 休憩前に、町長のほうから1区1職員制度、これにはまちづくり推進課のときに取り組んだというようなことでしたけれども、今度は町長の立場でですね、ぜひとも職員さんの尻を叩きながらも、しっかり把握に努めていただきたいと思います。先ほどありました空き家対策もそうですが、内情をしっかりと把握していかなければ、対策も立てようがないと思いますので、ゼンリン地図に書き込んでの調査というのは非常に参考になるかと思います。手始めとしてですね、やはり職員さんを2、3名、どういうふうにしてやっているか詳細に、長洲町に派遣されたらいかがでしょうか。そういうことも考えます。

高齢化の対策については、まとめということではですね、2025年問題は本当にもう待たなすです。すぐやってきます。高齢者はますます増える、今の社会情勢では核家族化は進行するばかり、そういった中ですので、待機者の解消とかですね、高齢者対策、特に健康づくりとか、そういったところにはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですけれども、表彰規定についての質問ですが、予想以上に表彰事例が多かったというのが感想ですけれども、改めて聞いたみたらですね、やっぱり全部思い出します。ああそうだったというふうに名前も思い出したけれども、これをやはり町民の方にもっと認識してほしいというのがあります。やはりそういったのが認識されて初めてですね、ムードが盛り上がると思います。例えばスポーツでもスポーツ振興あたりもいろんな表彰とかすることですね、南関町が掲げるスポーツで煌めく町づくりとかいうふうにもつながっていきますので、表彰

についてはしっかり考えていただきたいというふうに思います。

この大事なことはですね、表彰のときにどういった場所で、あるいはどういった機会にされているか、そのときの参加者の人数というか、その規模、そういった面はいかがですか。やはり広く町民に知らせるためにはですね、集まるその会場と人数とか、そういったものもありますので、ちょっとそのへん、過去の事例についての説明をお願いしたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 合併50周年記念式典を町で開催しております。ちょっと記憶を考えておりますけど、このときには南関町の公民館の会場で、御茶屋跡の落成記念と併せて、この記念式典を開催しております。そのときに豊前街道に関するいろんな講演とかも開催しております。そういう記念の催しと併せてですね、記念式典を開催して表彰しておりますので、参加者につきましては、50周年記念につきましては公民館のホールいっぱい、あそこは下だけで300人入りますので、それぐらいの記念式典の状況でした。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） スポーツ功労者につきましては、以前10月にスポーツ月間を設けておまして、体育館等を無料貸し出しにしてスポーツの奨励をしておりました。その中でスポーツの日を設けて、以前、柔道の古賀稔彦さんをお招きして講演会等を開いてですね、その席で表彰したりと。それができない場合には、町長室のほうにお招きして、町長と一緒に写真撮影をしていただいて、広報に載せるという形をとっておりました。本年は、先ほど申しました大里桃子さんに関しては、体育祭の日に表彰させていただきたいというふうに考えておりますけれども、やはり広報にはですね、当然掲載をしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） なるべく町民の方に広まるように、多くの人が集まるイベント、そういった中でしっかり表彰なり対応していただきたいというふうに思います。

もう一つはですね、10周年記念とか言われましたけれども、例えばソフトボールなんかのときにはですね、オリンピックがありますよね。オリンピックのムードが高まっているときに、広報の中で過去の表彰者の一覧とかそういったことで、もう10年も経ったらもう忘れていきますので、どんどん。できる限り、何らかの機会ですっきりやっぱり表彰者のことを町民に知らせていただきたいと思います。それが町の話題づくりにもなるし、ムードが高まるんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つですけれども、表彰を乱発すれば価値が薄くなります。表彰に代わるもの、それらについては何か検討はされてないですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今、例えば町の表彰とですね、例えば南関町教育委員会の表彰とか、そういったことで規定を設ける方法と、今、子どもたちには駅伝大会とか、特に体育祭では小学生のリレーにはメダルを授与していますし、青少年の健全育成の発表大会にもですね、賞状並びに図書券等を、優秀賞にはお上げをしているというところがございます。

今おっしゃいましたように、乱発ということですね、価値が下がると、もらっても嬉しくないということですので、先ほど私がもう一度スポーツ功労者を見直すということで、ここに文化も入れながら、いわゆる子どもたちの部とか、大人の部とかを設けまして。選考委員会も厳密にしながら、価値のあるものとして広く選考しながらやっていければというふうなことも考えておりますので、それは今後検討していきたいというふうに考えております。

ちなみに、荒尾市さんも市の表彰、教育委員会の表彰と分かれまして、特に児童生徒の部というのがありまして、ここには善行というところがありまして、やはり良い行いをおこなった子どもには教育委員会の表彰をします。そのことでモチベーションを上げたり、自尊感情を上げたりするような表彰の仕方がありますので、こういったことも検討していきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、表彰というのがありましたけれども、島崎廉君が県で大会記録を出して優勝しました。九州大会でも優勝しました。しかし、全国大会では予選落ちでした、残念ながら。そういったときにですね、表彰規定からいくと表彰できないんですよ。じゃあ何もしませんということは、ちょっとやっぱりいかななものかと思えますけど、何か考えはないですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 島崎廉君が九州大会で良い成績を修めまして、全国大会に出ましたけれども、記録的には非常にトップの選手とはかなりタイム差がありました。本人が報告に来まして、直に私は話しましたがけれども、非常に全国との力の差を感じました。今後はもっと頑張りたいと思えますということを力強く言ってくれました。そういった全国大会で良い成績を修められなかったけれども、全国大会に行った子どもたちの、そういった励みになる表彰は、先ほど申し上げました教育委員会表彰を再考いたしまして、どうした形でできるか検討していきたいと思えますので、全国大会に行った子どもたちを、小中学生をどうするかということ検討

はしていきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） やはり本人の努力というか、そういう成績は称えるべきだと。そうなると、表彰だとあれですので、ちょっと乱発傾向になるといけないので、また成績もきちんと全国大会で入賞とかありますので、そしたら努力賞とかですね、奨励賞とか、そういった名称は付けられると思うんですよ。やはり何らかの形で、一番はですね、他の子どもたちの励みになる、目標になるようにしてほしいということです。それでもって、じゃあ身近にそういう人がいると、自分もやってみようかな、挑戦してみようかなというふうになりますので、ぜひそのへんで手立てを考えてほしいと思います。

それから、もう一つは、小中学生がよく県の大会に出ます。県の大会に出たら、それから全国大会とかいうところまで行くと、なかなか表彰にならないので、できたら町民体育祭あたりでですね、やはり県の大会に行った子どもは、やはりその場で町民体育祭のときに紹介するとか、あるいはそのときに記念品を渡してですね、何かちょっと励ましをすとか思うんですけれども、そのへんはいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今、鶴地議員は子どもたちのお話をされていますけれども、本年の大会で予定をしていますのは、今度は県民体育祭が20日からありますけれども、この入賞者も紹介をしたいというふうに考えておりますので、子どもたちが中体連とかで県の大会に行った子どもたちがおりますので、そのへんは何らかの形で皆さんに周知できるようなことを検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） ぜひ、子どもたちは学校でみんなが集まりますと話題になります。ですから、特に子どもたちに、例えば記念品なりやって、モチベーションを高めていただきたいというふうに思います。

それから、体育以外の活動のほうと私も言いましたけれども、例えば文化財の発掘調査、保存、それから書道とか、茶道とか、華道とか、その文化面の活動があります。それからボランティア活動に取り組みされた人、今、介護予防教室が各地区でされています。その中でやはりあと10年ぐらいしてきたら、もう結局、10年以上その中でリーダーとして活躍を続ける人が出てくると思うんですよ。そういった人たちにやっぱり感謝状なりをですね、やはり考えてもらいたいなというふうに思います。

それから、もう一つは9月14日の熊日新聞です。荒尾市長が国交省の大臣表彰を受けたという記事が出ておりました。これは20年以上にわたり、荒尾干潟でゴ

ミ拾いと漂着ゴミの調査をしてきたもので、海事関係の功労者表彰ということだそうです。これはもう参考にしてほしいと思います。そして、やはりいろんな町の話題、これがやはり子どもたちの将来に大きく影響すると思いますので、このへんはいかがですか、計画というか、考えは。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 鶴地議員の質問をいただきまして、近隣市町村の表彰規定を熟読する中で、やはり善行表彰とかですね、他の生徒に模範になった行為があったときには表彰しましょうとかと書いてある市町村もかなりありましたので、そういったことも参考にしながら、スポーツ、文化以外に、そういったボランティアとか、良い手本になったということで、いわゆるその乱発ではいけないけれども、選考も十分練りながら、できていながら、模範になって、それを広く周知することによって、良い行いができるような子どもたちを育てていけばというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） あと、表彰状とか感謝状とか、いろんな賞状をやはり出していただいて、例えばB&Gの待合室というか、あそこにブリジストン杯とか、B&G杯で活躍した子どもたちの表彰状をずっと並べてあります。そういうふうにいるんな面で、例えば文化面でしたら、公民館に同じ賞状のレプリカですか、そういったものを掲示するとか、図書館、人の集まる場所でそういった対策を講じてほしいと思うんですけども、これなんかはいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今後ちょっと、公民館の建設が予定されていますけれども、そのへんのところは執行部、町長をはじめ、相談しながら、そういったことができるのかということも検討しながら、いろんな表彰された方の名前とか、できものかとか、今ちょっと鶴地議員の質問の中で、町勢要覧あたりにも歴史が載りますけれども、そこに表彰された方が名前が載っている場合がありますけれども、そういったことも含めまして、どんな形かでも何かできればというふうに思っております。ただ、公民館にはどういった形のどれぐらいの表彰された価値が、表彰するべきかということも検討はしなければいけないと思っておりますが、検討に値するかと思っております。そこはちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 大分期待できるのかなというふうには思いました。要は、もうとにかく子どもたちのためです。子どもたちがそれを刺激として、話題となつて、やってみよう、挑戦してみようという気になってくれることを、やはりしっか

り望みます。それに対して、やはり町はいろんなことをアイデアを出し、取り組んでいかなければならないというふうに思います。これからのまちづくりのためにも、しっかりこの表彰については検討していただくということで、これはもう十分期待できますね。単に話ただけで、検討しますというはあまり分からないですから、前向きにとか、いついつまでにとか、そういったのがあるといいんですが、何か教育長が何かあるのかなと。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 縷々、課長のほうから具体的なお尋ねに対して、お答えを申し上げましたけれども、ご指摘、本当にいろんな角度から、ありがとうございます。子どもばかりでなくて、大人もですが、人から認められ、ほめられ、そして励まされると、人は伸びるとというのが熊本県の教育行動指標といわれています。認め、誉め、励まし、伸ばせということですね。ですから、そういう意味で議員から指摘があった、いわゆる人によって認められて、そしてほめられると、またほかの子も叱咤激励を受けるし、伸びていくと。それがまちづくりに大きくつながるということです。私自身も文化協会長で、今年の文化祭ではちょっと80歳以上を対象に表彰を考えておりますが、これは先ほどのいわゆる健康寿命を延ばすという、いつまでも元気で文化面で頑張ってもらいたいという。ただ、乱発はいかんということを文化協会の理事たちも言っておりますし、この人なら適任だという方をやっぱり基準を決めて表彰するような方向でありますが、そういったことをご指摘いただきましたことをもとに、今後、よければもう公民館建設の後じゃなくて、早いうちに検討会をもちたいというふうに思います。以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） では、最終のまとめということで、今ちょっと言葉が出ましたことを、やはり山本五十六の言葉で「やってみせ、させてみせ、誉めてやらねば人は動かず」という言葉があります。これは小学校にも貼ってあります。そして、もう一つ、福祉問題にも絡みます。この表彰の問題にも絡みますが、やはり南関町を支えていくのに、職員さんは特に大切な存在です。「人はやってみせ、させてみせ、誉めてやらねば」これをまとめとして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で7番議員の質問は終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） こんにちは。10番議員の本田です。

通告しておりました一般質問を始めます。

冒頭に、本年梅雨時期などに起こりました広島県、長野県などの大水害や土砂災

害でお亡くなりになられた方々へのご冥福を申し上げますとともに、被災されました方々へお見舞いを申し上げ、一刻も早い復興を願います。

さて、国民健康保険は社会保障制度の中で、社会保険、共済保険と並び医療を保管する最も重要、かつ中心に位置する制度と考えます。そして、町民の三分の一が加入し、後期高齢者保険への支援金などを合わせて考慮すれば、一般会計と合わせ、最も持続可能な状態を保つべき会計と考えます。振り返って、町は上田町政のもとで平成16年秋の1市8町による合併解散から単独のまちづくりを確保し、17年度より大規模な行政改革に取り組みました。結果、財政の立て直しと基金の積み増しが実現しました。そして、住みよいまちづくり、持続可能なまちづくりを目的として、23年度より、まちづくり事業の本格実施が実現しました。しかし、25、26年度における国保特会の急激な基金取り崩しの状況や、2025年問題、そして本町の基幹産業である農業や工業・商業に関わる多くの世帯が高齢で国保世帯であることを併せて今後を推計すると、国保会計は本当に持続可能なのか疑問です。

特に農業では、減反政策の大転換期が近づく中、町の地形条件などにより、法人化や経営の集積が可能な農家は少なく、ただ今、年金との兼業で生活が成り立っている小規模農家が多いのではと考えます。国保税の上限改訂にも加入者を負担を考慮すれば限界があり、最近の消費税の増税や円安に伴う資材費、原材料費、燃料・光熱費などの経費の高騰と併せ、加入者の低所得化が加速すると予測される現状です。農機具や商工業備品などの償却資産にも固定資産税が課税される中、国保税の中で固定資産税の5割にもなる資産割の比率は、所得が目減りしていく加入世帯を大きく苦しめることになるでしょう。一般的に固定資産の変動は少なく、国保税を徴収する側からは資産割が高いほど安定した国保税の算定がしやすいかも知れません。

一方、加入者側からは収入が目減りしていく中で国保税は上がっていくといった逆進性が加速するものとなります。新規の定住化どころか、現在在住の加入者を直撃するものと思われます。高齢化と人口減社会の中で、今後どのようにして国保会計に持続性をもたせるかは至難の業といえるでしょう。まさに今が町の正念場です。

そこで、今回の質問に入ります。1、国民健康保険特別会計の今後について。その1、今のままでは持続できない状況だが、国保の行革はできないのか。国保に関わる人件費、保健事業など聖域とせず、行革の余地はないのか。その2、限度額引き上げは避けられない状況であると思われる。まちづくり事業の重要性かつ国保特会の持続性を両立させるため、資産割を下げ、所得割を上げる方向を基本に将来設計すれば、加入者の所得向上を図っていかなければならない。策はあるか。

2、課の再編と農林業対策プロジェクト設置について。国保会計を視点として、

権限と運用の一体化や事業を時代に即するため、課の再編に取り組むべきと考えるがどうか。その2、国策の減反政策の大転換に対応し、かつ田畑や森林の荒廃を防ぐため、圃場整備、法人化や小規模農家の所得向上などを目的として、農林業対策プロジェクトを設置してはどうか。

次は3ですが、6月議会で小学校全学年へALT制度を導入しての英語教育の重要性について提案いたしました。このことは子どもたちの情操教育に寄与するのみならず、南関町の個性の情報発信につながったと、今でも一押しの提案ですが、今回はそのことと同等の比重を有していると確信しております。その質問は、3番、町民バス1台追加購入について、その1、少子化に伴う小学校単学級の弊害解消と小中連携を密にする目的のため、小中学校用にバス1台の購入を提案するが、所見を問う。以上です。

あとの質問につきましては、自席より行います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただ今ご質問がありました10番本田議員の国民健康保険特別会計の今後についてのご質問にお答えします。

本町の国民健康保険特別会計の運営につきましては、これまで計画的な執行に努めてきたところでございます。しかし、平成25年度に給付費の伸びなどによる財源確保が厳しいことから、財政調整基金を取り崩し、平成26年度予算におきましても基金繰入を計上しているところであり、今後は基金以外の財源確保がなければ、国保財政の安定化を図る上では非常に厳しい状況にあります。住民の皆さまに現状をご理解していただきますとともに、ご協力をお願いいたし、適正な財政計画の策定を行い、税を含めた財源の確保、尚一層の健康増進、予防事業に取り組み、医療費適正化計画に沿って対応していかねばならないと考えております。

次に、国保の行革はできないのかの質問でございますが、南関町は現在、第4次行政改革大綱に基づき、国保に限らず行政すべての分野で、簡素で効率的な行政運営による健全化を進めているところでございます。

次に、2番目の限度額引き上げは避けられない現状であると思われる。まちづくり事業の重要性かつ国保特会の持続性を両立させるため、資産割を下げ、所得割を上げる方向を基本に将来設計をすればという質問についてでございますが、6月議会の一般質問の中でも、資産割の率を下げる考えはないかというご質問をされており、副町長のほうから下げる方向で検討するというような答弁をしておりましたが、私自身も、今後、国保事業の県への移行等も検討されている中で、資産割と所得割の率につきましては、検討する時期に来ていると感じているところでございます。ただ、資産割の率を下げるということは、そのことにより減収となる部分を所得割

や均等割、平等割で補うこととなりますので、加入世帯の状況や近隣市町の状況等も含めて、勘案しながらしっかりと検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目の課の再編と農林業対策プロジェクト設置についてのご質問にお答えします。まず、課の再編の質問でございますが、平成18年3月に南関町第3次行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な事務執行体制を目指し、平成18年4月に課の統廃合を実施しました。この後、まちづくりを進める中で、組織基盤の強化を図る必要から、平成22年7月にまちづくり推進課を創設し、現在に至っております。現在におきましては、平成23年から始まった地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るためにも、今後は必要に応じた柔軟な体制を構築する必要があると思っております。

次に、国策の減反政策の大転換に対応し、かつ田畑や森林の荒廃を防ぐため、圃場整備、法人化や小規模農家の所得向上等を目的として、農林業対策プロジェクトを設置してはどうかのご質問にお答えします。これまで40数年間続いてきました国策である減反政策については、平成30年には廃止される方向となっております。農政の大転換を迎えようとしております。対応につきましては、今後の国の動向も注視しながら考える必要がありますが、町としましては現在進めております圃場整備をはじめとして、担い手の確保や農地集積事業を進めているところでございます。また、荒廃農地を防ぎ、地域環境をよくするため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等に延べ84集落に取り組んでいただいております。高齢農家や小規模農家の所得向上には、昨日の冒頭の挨拶でも申し上げましたが、薬草栽培ができないかということで、これは町全体の取り組みとして現在検討しているところでございます。

農林業対策プロジェクトの設置につきましては、まずは現在の事業を進めていき、先に述べました国の動向や本町の取組状況を踏まえ、今後の検討事項とさせていただきたいと思いますが、一つの方向性として、農・商・工が連携して、物産振興会のような組織をつくり、本町の特産品をPR、販売できないかと考えているところでございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席でお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 10番、本田議員の3つ目の質問、町民バス1台追加購入についてのお伺いについてお答えをさせていただきます。

以前、10番議員が議長の時期にも、小学校統合の有無を問う質問と重ねて提出

された課題でありました。学校教育で町民バス輸送にお世話になる機会というのは、年間を通じてかなりの回数に上ります。例えば、町内小学生の水泳記録会、陸上記録会、音楽会、あるいは熊本県の人権子ども集会の輸送、また以前は水俣への環境学習、最近では県の補助を受けて貸切のほうが多くなっていますが、さらには各学校、そして学級ごとの見学旅行、教育委員会主催でやっております6年生の通学合宿の公民館から学校までの送り迎え、あるいは3年生がどこの小学校もやっています町探検学習、いろんな場所に出かけます。そういったことで、学校とか学級行事を数えますと、年間100件を超えるほどになる年もあります。つい先だって、ちょっとバス予約をしたくて担当に聞きましたところ、3日予定をしたのが3日ともふさがっておりました。そういうことで、社会教育まで使いますと、この各種団体の方々の行事に使えないとか、逆に団体競技に使うので学校が使えないとか、こういうふうなことで、今後の方向を考えなければならない時期かというふうに思います。以前の答弁の中で、私、学校統合の質問に対して、統合は今のところ考えていない。しかし、お隣同士の学校での交流事業ですね、体育を一緒に授業したり、あるいは音楽の担任の先生と交代授業をしたり、そういうことを加えていきますと、いよいよ議員の指摘のように、バスが欲しいなというところでありますけれども、実は町としては役場庁舎、それから公民館建設という重要課題がありまして、かなり財政面の先行きの厳しさの中で、果たしてバス購入ができるのかと。それであれば、何らかの方法を考えなければならないということで、私がお願いした、ある情報をもとにですね、実は今、町のバスは2台あるわけですね。町民バスと福祉バス、この福祉バスを福祉オンリーでなくて、結構空いた時間があられると、福祉バスのほうはですね。この2台を共に町民バスとして使えないかという提案を、今試みているところです。経費節減からそれが実現すれば、両者からに有難いわけですが、今後、果たしてそれが実現可能かどうかというのも課題になります。財政面と併せて、検討課題になっていくかということで、議員の質問にまずは答えさせていただきます。後の質問に対しては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 大分手応えのある答弁をいただいたような気がします。

それでは、1番からいきます。まず、国保特会の今後について、行革はできないのかという質問でございます。過去5年間ぐらいの決算書を見てみました。総務費、それと保健関連の事業費、国保の本来の保険料で支払われる料金に比べてみますと、もう本当に小さい分野で、行革の余地はもうあったとしてもわずか、ほとんどないに等しいというような状況だったと思いますが、この状況は正しい認識ですか。どうですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 1番の行革はできないかというような質問でございます。

その中に人件費、保健施設事業費をうたっておりますけれども、実は人件費は以前は国保で見えておりました。しかし、現在は人件費は職員分はほとんど一般会計に回っておりますので、この分についての行革の余地はございません。

それともう一つ、保健施設事業でございますけれども、保健施設の中身を見ますとですね、特定健診とか脳ドックとか鍼灸、そういうのが保健施設事業の中に入っています。これをじゃあ経費を落としたりどうなるかといいますと、逆に予防事業がおろそかになると。じゃあ何がその行革ができるかといいますと、受診されている方が一部負担金を取っているのを、負担金を引き上げるということになりますと、またこれこそ受診率が下がる。そういうことでございますので、現在のところですね、行革の余地は私はないと思っておりますしですね、以前ですね、国保に3%運動というのがございました。その内容で申し上げますと、収納率を1%引き上げようと、それから医療費を1%下げましょと、それから全体の予算の中の1%を保健施設事業に充てましょとという、もう今はないそうでございますけど、昔はそういう3%運動を実施しながら、医療費の適正化を図ってきた経過がございます。そういうことを考えますと、ご質問の国保に対する行革というのは、現在のところはないんじゃないかなと、私は思っているところです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 改めまして確認させていただきました。行革の余地がまったくないとすると語弊があると思いますので、もうほぼないに等しいということで認識いたしますと、そのことを前提に2番にいきます。

そうすると、残る手立てとしまして、限度額引き上げは避けられない状況だろうと思います。先ほど町長の答弁の中で、医療費削減のためのいろいろな、町民の方々があまり医療費を、健康保険を利用されないように、健康を保っていただくような活動は当然あると思います。しかしながら、そのことはそのこととしておいても、やはり高齢化がもっと進んで、そして高齢者の数も増えていけば、当然かなりの医療費が圧迫されるような状況は避けられないと思います。そういった認識のもとで、次の質問をします。

地方におけるアベノミクスの負の作用として、第一の矢の金融緩和では、円安により、輸入品をはじめ、さまざまな資材費、原材料費、燃料費などが高騰し、第二の矢の財政出動による公共事業では、震災復興事業などと重なり、少子化の中で少なくなっている労働力の奪い合いの結果、人件費の高騰や人材不足を招きました。また、原発停止の影響で電気代も高騰しております。町のすべての産業に影響して

いると思います。その影響経費への影響は何人もの経済学者が一般に15%以上と推測されております。これは経費の部分です。そこへ4月の消費税3%の上乗せで、原価に関わる費用と経費の高騰を招いております。農業を筆頭に、販売価格に転嫁できない状況で、所得の低下が予測されます。この現在の状況を認識いただけますか。いわば加入者の経済状況についてです。どうぞ、どなたか答弁をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 確かに国保の加入者というのは、自営業の皆さんが多いわけでございます。そういう中でですね、今おっしゃいますように、当然その公課費、そういうものが増えてきている中でですね、今おっしゃったような厳しい状況だということは認識をいたしております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 状況を認識されたとして申し上げます。現在の加入者の所得向上を図るためには、引いてはそれが国保税への支払能力に代わっていくわけですが、現在の加入者の所得向上を図るためには、園芸用の施設などに新たな設備投資と市場開拓や販売促進が必要になります。しかし、その設備投資で国保の資産割を含む固定資産税として1.5倍の納税が重くのしかかります。以前、私が一般会計で3方式への移行を提案したとき、4方式は国によって認められているという答弁であったと記憶しております。もう一度言いたいと思います。資産は支払能力にはなりません。支払能力は所得です。また、今は社会保険や共済保険の加入者であっても、家を建てようとして計画されるときは、老後のことも想定し、住宅地を探されるでしょう。そのような町への定住予定者や新規での農業や商工業などの起業を予定されておられる方々にも資産割の高い比率は大きな壁となり立ちはだかります。その結果、4方式から3方式へ、いわば地方から都市部への人口流出を促進する制度になっていると思います。いかにこれからのまちづくりに対して大きな阻害要因になるか理解できますか。早期に3方式への移行を提案いたします。

先ほど、このことにつきましては、6月議会の質問に対しても答弁したとおり、方向で検討したいという答弁がありました。それで、重ねてもう一つ、次の質問をします。3方式をベースとして、加入者の所得向上を図り、国保会計の財源捻出を将来設計していかなければ、ブレーキとアクセルを同時に踏んだような、町の定住化の方針と課税のあり方が相反するまちづくりになり、早期の消滅自治体になるかも知れません。政府は、グローバル化基準として法人税の引き下げを検討されていると報道されています。このことは消費税値上げや円安誘導、また望むところではありませんが、将来に向けてのTPP加盟、また原発再稼働、安価な原油、天然ガス調達などの固定費削減と併せ、これ以上国外への生産拠点流出を食い止め、国内

商品の輸出拡大や外国資本誘致などを目的として計画されているのではないことを、私なりに推測いたします。グローバル化と少子高齢化社会の中、少なくなっていく生産労働力世代で超高齢化社会の福祉を支え、維持する目的で将来の国づくりを目指されているのではないかと、私なりに推測いたします。町でも、これだけの超高齢化社会の中で町が持続していくためには、大胆な改革が必要と思います。町の方角性に沿って、4方式から3方式への移行という答申を、早期に国保審議会への上程を提案いたします。また、新規にまちづくり事業の中で、町民所得向上を立案・実行すべきと提案いたします。同時に、加入者の所得向上策を検討していくべきと提案いたします。

何人かの方に、今のことに対して答弁をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 1番の4方式から3方式にすぐに変えろというようなことだろうと思います。6月の議会でも申し上げましたように、所得割を下げ、資産割にいくということをしていかなければならないということをお願いしました。ちなみにですね、3方式をとっている町村が31町村のうち12町村ございます。申し上げますと、都市圏に近い部分です。大津とか菊陽、それから阿蘇の南郷谷の町村、それから球磨地方の町村がすべて3方式をとっております。玉名郡はすべて4方式でございます。今おっしゃいますように、3方式にしますと、その前に課税の方式等はもうご存じかと思っておりますけれども、応能割と応益割とあります。担税力のある人のを応能割、それから受益、いわゆるそのすべて人に応益割、利益を受ける割合、それが50：50でございます。1億円の国保税を確保するためには、応能割で5,000万円、応益割で5,000万円取らなければいけない。その割に応能割で、今5,000万円取るうちの所得割で40%取りなさい、それから資産割で10%取りなさいというような今のやり方です。それを3方式に変えますと、すべて所得割になるということになります。今、おっしゃいますように、流れとしては3方式になっていると思います。しかし、急激に資産割をゼロにして、所得割を持っていきますと、所得割の被保険者は重税感を味わいますので、それは段階的に資産割を下げ、所得割を増やすと、そういう方向にもっていかなければならないというふうに思っておりますし、また今、国保事業は小さな町ではどの町でも行き詰まっております。今、国が考えておりますのは、後期高齢者のような形で、県単位でその事業を進めたいというような考えをもっております。そうなりますと、自ずと市が全部3方式ですので、自ずと3方式になっていくのではないかなというふうに思っております。そういうことを考えまして、段階的に資産割を下げ、所得割にもっていくと、そういうふうな方向でもっていかなければ、急激に3方式に移行

は無理ではないかなと思っておりますし、もう一つ、玉名郡の4町の中で南関だけで3方式じゃなく、やるならば郡の国保協議会がございますので、そういう中で3方式に移行することも今後検討していかねばならないのではないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 今、副町長のほうから答弁がありましたように、資産割についての考え方は同じような考えをもっております。ただ、近隣3町ですけれども、足並みを揃えていきたいとも思いますけれども、南関町の現状としましては、先ほど言われました所得階層、それから都会部と違って加入者の年代別の階層あたりも違ってまいりますので、そのへんも考えながらいかないと、応益・応能割を平等にということもきついと思います。ちなみに、南関町の平成24年度の数字でいきますと、国保の加入者が3,107名いらっしゃいます。そのうち未就学児から19歳未満が352人ということで11%、それから60歳以上74歳以下が1,621人ということで、52.17%ということで、年金生活者という方が50%を超えられておると。また、所得階層でいきましたも、世帯数で2,000世帯ほど加入されておりますけれども、所得無しという世帯が580世帯ぐらいございます。所得無しということですので、収入がないということになって、所得として出てくる数字がないという世帯が約3割ほどいらっしゃるという、このような状況もありますし、もう一つ、南関町は玉名郡でもちょっと頭抜けて軽減世帯、要は均等割、平等割を応益割ということでお願いしますけれども、2割、5割、7割の軽減世帯が、合わせて66%の世帯が何らかの形で軽減世帯ということになっております。このへんもありまして、実際にこちらのほうで試算して、ある程度数字を見込みましても、そういった形で減額という分も出てまいります。そのへんも勘案しますと、やはり資産割をなくしていくことになりますと、全体的に所得割やそのへんのところで補うということになると、相当の金額を考えていかなければならないかなと思います。特に国保税というのは目的税でございます。斜里無理、町のほうからいくら下さいということではなくて、病院にかかる費用が増えれば増えるほど、その分をどうしても徴収しなければならなくなりますので、そのへんのところは今後、福祉課あたりと連携しながら、両方からお互いに医療費を下げるとか、そのへんを考慮して検討していくというところで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今言われたことは分かります。分かっておりました。分かっております。ただ、現状で国保特会がもう基金を繰り入れなければ成り立たんような状況です。そして、基金の残つとる額も底をつきはじめております。そうい

った状況で、そしてその加入者の方々も高齢化がどんどんいっております。その中で、この会計をいかに持続させるかと考えたときに、組み立てやすく考えるためには、何べんも私は言いますが、資産は所得にはならんとですよ。そこからお金は生まれてこんとですよ。所得が初めて支払能力になっていくわけですよ。それで、そこをベースに組み立てていかなら、この今からより厳しくなっていく国保会計ばどのようにして改めて再構築していくときの計算ができんとじゃなからうかと思うとですよ。片一方じゃ、支払能力にならん資産割ば入れとって、それでやっとかつとこれがもてとると。それは、ならその人たちに相当な支払能力のなかつところに払ってくださいと言いよることと一緒に、また今からそこに元まちづくり課長の町長がどうぞ南関町へお出でください、家ば建ててくださいと言いよなはること、整合性が成り立たんとじゃなからうかと思うとですよ。そこに家ば建ててくださいと、将来のことも考えて誰でん建てなはると思うですよ、その若い時だけのためじゃなからうかと思うですよ。そのときに資産にまたそういった、この健康保険じゃなく、その社会保険とか共済保険ならば60までは関係なからかも知れんばってん、やっぱりその後のことば考えてされるとしゃが、もう本当に先ほど申し上げたとおりに、ブレーキとアクセルば同時に踏みながら、どうぞ南関町へお出でくださいというような方針じゃなからうかでしょうか。どうですか。

○議長（酒見 喬君） 答弁の番ですけれども、10分間、ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番議員の答弁の番でしたので、答弁をお願いします。副町長。

○副町長（本山一男君） 先ほどから3方式に移行すると、資産は極端に言いますと、もう土地とか家屋でお金は生まんじゃないかというようなご質問だろうと思います。今ですね、所得割が今、保険には医療費保険分と後期高齢者支援分、介護保険分と3つの要素からなっています。これは十分ご存じだと思いますけれども、医療費分にはですね、0歳から74歳まで、75歳になりますと後期高齢者で国保から外れます。それと、後期高齢者支援分というのが同じく0歳から74歳までですね、それから介護保険分が40歳から64歳の方が納めることになります。これを3つ所得割を合わせますと、現在、9.45%になります。それから、資産割を見てみますと、資産割は全部これを外すことになると、恐らく15～16%ぐらいに上げなければ、資産割の分の税が確保できないと思います。そうなりますと、担税力

のある人は、やはり南関は所得割の税金が高いなど、恐らく逆にこんなに高いなら、これは南関には来れんなどという方も逆に生まれるんじゃないかなという気もしますけれども、そこは本田議員と考え方の違いだろうと思いますけどですね、いずれにしても3方式の資産割を税率を下げる方向には変わりはありませんけれども、一気にそれをなくすということは、私の中では考えられないと思いますし、町長もそのへんの考えは段階的な率の下げ方というのは出てくるのではないかなというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 改めて、この2番の質問ば読みますよ。限度額引き上げは避けられない状況であると思います。この点につきましては、相当の方が認識一致だろうと思います。もう一つは、まちづくり事業の重要性かつ国保特会の持続性を両立させるため、この両立させるためにですね、資産割を下げて、所得割を上げたほうが、いわゆるまちづくりにも貢献できるし、国保特会の維持にも結局、限度額を引き上げた上での国保特会の維持ですよ、に組み立てやすいんじゃないかなろうかと、ここで質問しとるわけですが、最終的にはですね、そのため支払能力を増やさなきゃいけないということで、町民の所得向上を図っていかなければならない策はあるかと、ここが一番肝の質問であります、このことについてはどなたもまだ質問に答えておられないと思いますが、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 本田議員の質問ですけれども、まず限度額世帯をその限度額を上げろということですが、その限度額についてもですよ、その世帯に該当する割合というのは本当、全体からみればわずかです。そこを上げたといって、全体の財源確保につながるかというと、わずかなものにしかありません。所得割、資産割というのが、これはもう応益・応能の原則がありますけれども、その中で4方式でいくと、やっぱり今まで南関町はそういったやり方が一番合っているというのは、所得に課税をすべてしてしまうと、やはり所得が低い町はなおさらその税源確保が難しいということがあります。先ほど菅原課長が説明しましたが、2,000世帯あまりのうちに600世帯近くが所得がゼロ世帯です。ということは、ゼロ世帯に所得割をどれだけ上げてかけても、全然財源の確保になりません。ですので、やっぱり今本田議員が言われたのは、その全体的な所得割も支払っていただけるような国保加入者の所得を上げる、そういった取り組みをどうするかということが、最終的なそういったご質問の趣旨でもあると思います。そういったことのためにはですね、やはり国保世帯の方がどういった方が国保世帯かということは、もう先ほど言われましたけれども、農業であるとか商業の方が中心です。そういった方々の

所得を上げるということで、もう何回も言っておりますけれども、やはり南関町に一番合った、大きなことはなかなか一度では難しいと思っておりますけれども、そういった中で農業に従事されている方の耕作放棄地とか転作地も活用してですね、町全体で薬草栽培を取り組みたいということはもうはっきり言っておりましたけれども、これで先進地では反当たりの50万円とか60万円か上げられているところがあります。これはもう完全に契約栽培でやっておられますけれども、うちもそういった形でやりたいと思っております。これからはですね、そういった設備にお金をかけると、またそれも資産割とかいう話もされましたけれども、そういった経費をなるべく抑えて、そしてある程度の所得が出るという、そして南関町に一番合った作物、薬草も含めてですけれども、そういったものをプロジェクトを立ち上げるかどうかは別にしてもですね、いろんな町全体の取り組みとして、意見を伺いながら、所得向上に向けて取りくんでいきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほどの質問の中ではまちづくり事業の中でと、ここで言いましたので、課長にも答えてほしかったところではありますが、ただ今、町長のほうから答弁がありました。小さい町ですので、農業が基本だろうと思えます。農業所得が上がるとしゃが、商業者、工業者にも及んでいくと思えます、小さい国保加入者であればですね。それから、町内にかなりの誘致起業さんたちが来ておられますが、先ほど経費面で15%以上、円が77～78円ぐらいから100何円ぐらいまで、2割以上安くなつとるわけですけれども、外国から入って来るとはまたそれに付随することはすべて2割以上あがつとるわけですけれども、相当民間の方たちを圧迫しとる状況だということだけは認識をしっかりとっていただきたいと思えます。

それでは、2の課の再編と農林業対策プロジェクト設置についてにいきます。先ほどの国保会計を視点として権限と運用の一体化や、前6月議会するとき、国保特会の基金取り崩しに対する対応が遅いことの一つの要因に、この権限と運用が住民課と福祉課で違っておるためにということを指摘させていただきました。改めてそのことの一体化や事業を、先ほど町長からも答弁がありましたとおりに、時代に即するため課の再編に取り組むべきと、このことについて時代の大転換期ということは認識いただけますか。今までの制度で国保特会を視点とすればもてとったつが、もう支えきらんごつなつてきよるということは認識いただけますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 農政面においてもですよ、先ほど私も答弁で申し上げましたとおりに、大転換の時期に来ております。減反政策も平成30年でということで、そういったことの中で農業の所得を中心とした国保世帯、そういったものがもう恐ら

く難しい時代が来る、そういったことはもう確実にそれは確かであるとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） さらに、例えば今、民間バスに補助金が数年前まで2,000万円台だったのが、今は3,000万円ば超えて、もうやがて4,000万円に近づきつつあります。今が本当に次の時代へ移行するための大転換期だろうと思います。そこで、将来に向かっての時代に即した行政の全体像をイメージすることが重要と考えます。町としての現在の状況把握、町民の窮状を知り、これからの対応を迅速かつ大胆に行うためには、構造改革が必要と思います。国策の動向、町民所得動向、高齢化のスピード、各産業の発展度・衰退度、定住化策の拡大、少子化対策の効果、福祉施策の変化などを把握し、これからのまちづくりに迅速に対応していかなければ持続可能なまちづくりはできません。じっとしとったけんが持続可能とは思いません。構造改革の論議の中から持続可能なまちづくりを前提として何が求められているか、何が削減できるか答えが見えてくると思います。例えば、防災や福祉サービス、先ほど庁舎のあり方とかもいろいろ今から、教育長の答弁であったと思いますが、莫大な今からお金がいるのというお答えでもありましたが、庁舎とか町公民館等も莫大な予算ありきではなく、これだけしか使えんなら、これだけで何とかできんかという考え方もあると思います。総務課長のほうから前議会のとき、現庁舎を建て直したら14億円という試算が出ましたが、それありきではないと思います。5億なら5億でもできると思いますよ。だけんですね、そういったことも含めて、行政施設のあり方や町民の所得向上策などもイメージしながら、決断と実行がスムーズになるように、この構造改革、課の配置、それと課の権限、あり方を含めて、いろいろ考えるべきときじゃなかろうかと思いますが、必要に応じて柔軟にと先ほど答弁をいただきましたが、改めてこの喫緊の課題ということに対してはどげん思いなはるですか。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 先ほどから行政改革によって、10課1室を7課に統合しました。その後、町長が申しましたように、これから先のまちづくりを考えた場合、一つの課が必要だということで、まちづくり推進課をつくりまして、現在、8課体制で行っております。しかし、その後ですね、やはり特に一括法が制定されて、権限移譲等がまいっております。特に福祉関係あたりが専門的な分野等がまいっておりますので、当然、時代に即した課の再編というのは考えていかなければならないと思っております。

それから、先ほど議員おっしゃいましたように、庁舎の建設の問題につきまして

も、おっしゃいますように14億ありきで物事を考えているわけではございませんで、現在、検討委員会を立ち上げてね、まだ人選はしておりませんが、専門的な大学の先生あたりも含めながらですね、いろいろなパターンを考えて、最も経済的な方法でできる方法をしていただくということを考えておりますし、今まで行政改革を進めながら、財政調整基金、ふるさとづくり基金、減債基金を合わせて26億円ぐらいの、今、基金がありますけれども、そういうものをできるだけ使わずにですね、将来にわたって南関町が安定した町政運営ができるような運営をするためにはですね、公民館にしる、役場にしる、単独で付けるじゃなくて、複合施設的なものを造りながらですね、今の施設を有効活用しながらできる方法を今後検討してですね、議員ご心配のようにですね、消滅町にならないようにですね、健全な運営をしていかなければならないと、そういう心がけで町政運営はあっているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 3基金、先ほど24億5,000万円ぐらいだろうと思いますが、行政の施設、莫大な費用がいることは分かりますが、多くの町民も今、窮している状態ですので、そのことも含めて役立ててほしいと願うところですが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 副町長も答弁いたしましたけれども、その基金があるからといってですね、それを何も庁舎に充てようという考えはまったくございません。やはり何のための庁舎かといいますと、やっぱり住民サービスのための庁舎であって、私はこの庁舎がお金をかけていいものであったら住民が満足度が高いということじゃなくて、やっぱり住民の方々が本当に何のために庁舎があって、サービスが向上できるかということですので、私はお金をかけることよりも、そこをまちづくりの核として住民の皆さんが活かしていただけるような庁舎建設、公民館建設ということで、なるべくお金を使わない方向で考えていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） お金を使わないことも大事ですが、例えば農家の方たちが所得が目減りしていく、その喫緊の課題というのは、さっきから何べんも申し上げておりますが、所得が向上されるような施設と一緒に、公民館、役場があるならば、お金がかかってもいいかも知れません。だけん、やはり町民の方々の所得向上を含めた、この持続可能なまちづくりになるような町民の方たちの幸せ度を一番に、お金がかかろうがかかるまいが、そういったこともやっぱり基本のうちの大きな一つに考えとってほしいと願うところです。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 庁舎の問題と、住民の方の所得向上、それが同じような施設でということは私は考えにくいと思いますけれども、それはまったく別の問題であってもですね、やはり住民の方の幸せ度、それはやっぱり所得の向上がありますし、やはり住民サービスの向上のためにはそれなりの町庁舎も必要になりますので、そういうところを総合的な考え方をしながら進めたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員に申し上げますが、課の再編というのは、建設に関わっているとは思いますが、質問の内容が農林業対策に対するプロジェクトの設置についてを重きにお願いをいたします。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） それでは、2番にいきます。

国策の減反政策の大転換に対応し、かつ田畑や森林の荒廃を防ぐため、圃場整備法人化、小規模農家の所得向上などを目的として農林業対策プロジェクトを設置してはどうか。国の動向に注視とか、先ほど答弁をいただきました。薬草事業とか国の補助等も農家にはあると。それと、薬草事業については今検討中というような答弁もいただきました。まず、再質問の1番として、減反政策転換後の3年後です。補助制度については、まだ未定です。減反政策転換後の補助制度についてはまだ未定ですが、望むところではないTPP加盟が本決まりになる予測と併せ、米の値段はどのように推移していくと思いますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 米価につきましては、現在、国内の民間業者が米の在庫が222万トンも持っております。米の卸業者が仕入を控える動きがあります。これに対しまして、米の産地としましては、集荷した全量を早期に契約販売したい思いがございます。このようなことから、本年産米の米の仮渡金については全国的に下落が見込まれておるところで、米価にも影響が出てくると思っております。今後の推移の予測につきまして、ちょっと難しいところもございますけれども、過剰在庫のほかに、天候や病害虫、また少子高齢化による消費量の低下など、厳しい状況がしばらく続くかも知れません。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほどアベノミクスの負の作用については述べてきました。さまざまな経費に関連することが上がるとということですね。現在の甚大な原材料や経費の高騰に対し、米農家は収穫時期が年1回のため、また米価の値上げが困苦な環境のため、対応の遅れが懸念されます。さらに3年後以降については米価が、今、西田課長のほうからはっきりと申されませんでした。3年後以降については米価が大きく下がっていくことが予測され、販売価格の下落と経費高騰で、

生産者が意欲をなくし、田畑が荒廃することは簡単に予測できます。同時に、森林の荒廃にもつながると思いますが、私が今申し上げたような予測について、どなたか、間違いなら間違いと言ってほしいと思いますが、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在、燃料の高騰、それから生産資材の高騰ということで、農家もたいへん苦勞をされておられます。意欲の面では、田畑、森林に限らず、地域環境、また地域コミュニティまでも徐々に衰退させることになるのではないかとちょっと心配しておるところです。農家個々の状況にもよりますけれども、少しでも所得を増やすには、いろんな複合経営だとか、米だけでなく、ほかのやつもやっぱり取り組む必要があるのではないかと考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） ただ今、圃場整備がしきりに何地区にも分かれて行われておりますし、また再度、今度始まる事業もあるかと思いますが、圃場整備ですべて解決とは思われません。一つの方法論であろうと思います。その後に経営の集積が必要と思われまます。また、圃場整備以外で小規模農家も含め、多様の地形に沿っての所得向上のための多様の作物の選定が必要と思われまます。複合で多様の場合もあると思われまます。農家経営の基礎を、米作りから脱却しなければ成立しないケースも出てくるでしょう。そして、経営が安定して初めて解決になると思われまます。後継者問題の展望も見えてくると思われまます。経費面での悪影響が今最大限で大きい今こそ、その対応と方向性を示すためのプロジェクトが必要と思われまませんか。あと3年で減反が廃止になった後の対応のため、それと現在の経費が高騰に対する対応のため、必要と思われまませんか。そのことにつきましては、課長より、このプロジェクトの必要性についてですので、どちらかにお聞きしたいと思われまます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 近い将来に於いてのどういった構造改革と申しますか、農業をどういった形で町全体で運営していくかということにつきましては、やっぱり方向転換の時期は来ていると思われまます。やっぱりそういったことを真剣に話し合う場、そういった組織とか、プロジェクトをどうするかということですが、やはりそれぞれ今も南関町にもいろんな団体がございます。そういったもの、そしてやっぱりJA、いろんな指導もしていただいておりますけれども、それと町が一体となってですね、やはり今本当にどういったことで対応すべきかということは話し合っていかなければなりませんけれども、そのプロジェクトにこだわることなく、私はどうしてもやっぱりその時期が来ているので、早急なそういった皆さんと力を合わせて、町に合った農業経営をするような体質改善と申しますか、町に合った

やり方で進めていくということは必要だと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど鶴地議員のほうから、長洲町のいろいろなやつが新聞に載ったという話が出ましたが、同じく熊日新聞に長洲町のことで、ミニトマト農家と役場の距離がえらく縮まったという話が特集で載っていましたが、このことは見られましたか。

〔「見ました」と呼ぶ者あり〕

○10番議員（本田眞二君） 何でも真似すればいいということではないと思いますが、先ほど町長が申されたとおり、もうその時期が来ると思います。既に来ると思います。プロジェクトというその名称にこだわる必要はないと思いますが、やはりある程度の方向性は一人二人でなく、やっぱり多くの人が考えれば考えるほど、多いほど良か方向性が出て、実現可能な方向性が出るのではないかと思いますので、その点につきましては改めてもうその時期が来ているということを指摘しまして、この問題は終わります。

続きましては、3番の町民バス1台追加購入について、先ほど教育長のほうから、福祉バスで代用できないかという案を今検討しとるというお話が出ましたが、できるんですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 福祉課のほうとしてはですね、やっぱり予定があるので、ちょっと厳しい状況も話されますけれども、今後検討して、町全体としての課題になればということをご提案したところです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 町民バスをもう1台、小中学校、もしくは小学校、各行事送り迎えるために必要ということは絶対必要ということですよ。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど例を出しましたように、例えば1台しか今使えないならですね、それがふさがったらもう使えないわけで、実は議員さんたちの1泊研修の日にも予定があったんですが、それも駄目になっておりますので、そういうことで必要です。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 仮にもう1台町民バスを追加購入しても、例えば福祉バスも1日だけフリーな時間をつくれれば、町民バスが3台になるわけですよ。そうすると、例えば町で祭りが年に2回ありますが、そういったときのピストン輸送を民間に委託されておりますが、そういったときにも必要な費用が発生します。そう

いった面の削減と併せて考えれば、もう1台購入することは、これは総務課長どげんですか、予算的には。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） バスを購入するとしますと、年間経費、維持費の問題、初期で購入する経費が当然発生します。今回、小学校の子どもさん方の移動ということで、各小学校の交流とかというふうな質問の内容でご質問されると思いますが、今、町のほうでは、乗合タクシーをやっぱり導入していこうというふうな意見等も伺っております。その中で福祉バスをどのような運行にしていこうかという部門、あえて福祉タクシー制度もあります。その関係を今それぞれどういうふうな関わりをもって、住民の皆さんの交通手段を確保していくかという部分で総合的に考えている部分があります。経費の部分だけ見てみればですよ、新たに小学校関係でバスを1台購入し、年間維持費、初期導入経費を考えれば、返って臨時的に民間のバス会社のほうを一時的に借用したほうが経費的に安く上がると。教育委員会だけの、小学校だけの交流事業に充てる専用のバスを考えるならですね、返って民間バスを借り上げたほうが安く上がるというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど教育長の答弁の中に、年間100回ほど学校では使用しておられるという答弁でございました。さらに使用しようとするときに、重なって使用できないという答弁でもありました。そういったことも含めて、今、子育てにこれだけみんなが必死になつとるときですけれど、どうですか、そういった総合的に考えて、将来の子どもたちのために1台購入はどげんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 非常に有難いおすすりだと思ひます。今、総務課長も申しましたとおり、やはり私も小学校のそれぞれの学校ごとの交流というのは、もう今から特に重要だと思ひます。やっぱりそういったことはこれからも特に力を入れていきたいと思ひますけれども、だたその問題とバスを購入するといふことの費用対効果の問題等は、やはりこれをしっかりと考えていかなければ、そういった事業、バスを活用するといふことは私はもう非常に素晴らしいことだと思ひます。そういったことを考えながら、どういった形でするのかといふのはやっぱりもう少し検討して、そういった活動ができるような体制をつくりたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 質問にちょっと窮してありますが、バス1台、この前買い換えたときの費用が800万円だったですか、新車で。それプラス人件費と、2年に1回の車検とかガソリン代とか、諸経費がランニングコストとして発生してく

るわけでありますが、この答申に対してですね、ただでも今、各小学校では単学級です。単学級は仲良しになるっということのメリットの部分もありますが、一般的な解釈として、競争意識が薄れていくとか、また生徒同士の競争だけでなく、先生方同士の競争意識も薄れていくと。いきなり社会に出たときに、その反動が来るとかそういったこと。もう一つは、小学校から中学校に上がるときに、4校の小学校から一つの中学校に行くわけですから、ギャップが生まれてくるとか、そういった問題で不登校が生まれたり、いろいろなことが発生します。そういったさまざまなことをひっくるめて考えると、もう1台購入は大きな効果があるものと思われませんが、費用に対して。どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 小学校の交流のためにバスが必要だというご指摘でございます。交流事業をするときには、一小から四小ありまして、どこの会場であるのかと、どこの小学校であるのかということがあって、時間帯をどうするのかと。1台で間に合うのかという部分もあります。町民バスのほかに1台、2台で送迎がすべて可能かという部分もあろうかと思えます。総合的にやっぱり交流事業を進めていく中に、どういう子どもたちの輸送手段を考えるのかと、全体的に見て、そのほかに学校行事の中のバスの利用、頻度等も含めてですね、検討していただくざるを得ないのかなと。利用状況がどうなってくるのかなという、今後の推測まで含めて、そういうところで私も今考えておりますけど。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど教育長は、もうたいへん必要ということをおっしゃられました。教育長部局の課長としてはどうですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） もう財政の問題のところ踏み込まずに、私の意見でよければ、教育委員会の中ではいわゆる教育委員さんの毎月1回行っておりますけれども、そこの中ではぜひ購入をしていただきたいというのは2、3年前から出ております。やっぱり主たる目的はですね、やはり単学級であるので、やはり先ほど議員もおっしゃいましたけれども、子どもたちがやっぱり同じメンバーの中で、特に体育でいわゆるソフトボールができないとか、ゲームができないと。しかし、2校集まれば、ある程度バスケットもできるじゃないかとかですね、そういう話はあっております。先ほどおっしゃいますように、4校が一つの中学校に行きますので、中1ギャップもなくなるんじゃないかというようなところがありますし、非常に今、校外活動が多くてですね、近辺に職場体験に行ったりとか、小学校ではいろんな校外に行ったりとかという行事もたくさんありますので、町長部局の財政のほうを抜

きにすれば、教育委員会では欲しいというところがございます。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 最後です。教育長部局のほうでは必要ということがもうはっきり分かりました。執行部の中で、町長部局、教育長部局ありますが、ぜひ将来の子どもたちのためによりしくお願いします。

これで終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で10番議員の質問は終了いたしました。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） お疲れさまです。1番議員の立山比呂志です。

質問事項を3つ上げております。教育委員会制度について、有害鳥獣対策について、少子化対策についてということで上げております。

まず、教育委員会制度ですけれども、大津市中学校1年生男子自殺問題で、教育委員会の責任の曖昧さ、迅速な対応ができないと批判され、教育委員会が機能しなかったために、不要論も高まった中で、来年度4月に60年ぶりの大改革が教育委員会制度が変わる中で、この南関町での課題を尋ねたいと思います。

その中でもう1点、土曜授業の県内拡大が進んでいる中で、町の取り組みですけれども、土曜日を休みとする学校週5日制、ゆとり確保の目的のために1992年から一部始まり、2002年4月完全施行になりました週5日制ですけれども、現在では授業時間が増え、平日の負担を分散するために土曜授業を県内拡大が進んでいると思われませんが、近隣の荒尾市、玉名市、長洲町、和水町では、土曜授業を実施予定、検討中とありますが、町ではどのような取り組みになっているのかというのを尋ねたいと思います。

それから、2番目です。有害鳥獣対策についてですけれども、去年はタヌキ、アナグマなど、有害鳥獣駆除がなかったと思われませんが、今年は多数、タヌキ、アナグマ等で農作物の被害が出ています。そのために町としてはその被害の状況や今後の対策を尋ねたいと思います。

それから、最後になりますけれども、少子化問題についてです。今年上半期、全国で1月から6月までの出生者数は49万6,391人です。このままだと年間出生率は初めて100万人を切ると見込まれています。町でも人口減少が止まらない中、町の出生率、未婚児などの改善策を尋ねたいと思います。

以上で、あとの質問は自席のほうからしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただ今ご質問がありました1番、立山比呂志議員の有害鳥獣

対策についてのご質問にお答えします。

タヌキ、アナグマ対策ですが、特にアナグマの被害は昨年まではあまり聞くことがございませんでしたが、今年はスイカ、メロンを中心に被害がかなり出ているようです。これは本町だけではなく、県内全域で被害が出ているということでお聞きしております。対策としましては、基本は農家の自衛ということになりますけれども、町には現在4基のアナグマを含めた小動物用箱罠がありますが、来年度予算で追加購入を行い、猟友会と連携してタイムリーに設置捕獲ができるようにしたいというふうに考えております。また、電気柵の補助事業も現在もありますので、被害農家にぜひ活用いただければと思っているところでございます。

次に、少子化対策についての、出生率、未婚率の改善についてのご質問についてお答えします。以前は大人になって仕事に就き、自立した生活を送るようになれば、当然のように結婚して家庭をもち、子どもが生まれて子育てをするというのが多かったと思いますけれども、現在は生き方の多様性もあって、結婚、また親になるという生き方を選択しない方が増えているようであります。少子化は国全体の大きな課題であります。人口の増減は町の元気さを測る尺度の一つであり、町の活性化を図るために平成23年度から本格的に住んでよかったプロジェクト事業を展開してまいったところでございます。少子化対策、子育て支援対策、定住促進対策、高齢者対策を柱としておりまして、お尋ねの少子化対策につきましては、平成20年度から結婚報奨金に取り組み、関所っ子誕生祝い金は平成23年度から取り組んでおります。また、今年度は交際のきっかけとなる場の提供を目的とした逢い de 愛事業に取り組み、会員登録を募り、4度のイベントを開催することとしております。

このような取り組みを展開している中で、一つご紹介をいたしますと、これは6月議会でも少し数値を紹介させていただきましたけれども、平成19年度末と25年度末の就学前児童数と小学生児童数の比較でございます。平成19年度末の小学生児童数が598人、就学前児童数が494人に対しまして、平成25年度末になりますと、小学生児童数が442人と、6年間で156人も減少している中で、就学前児童数が510人と、6年間で16人増えております。平成24年に児童数が逆転しておりまして、手前味噌かも知れませんが、プロジェクト事業の効果が少しずつ出ているんじゃないかなというふうに思っております。今後もプロジェクト事業につきましては検証を行い、財政状況も勘案しながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 1 番の立山議員の最初の質問についてお答えをさせていただきます。

教育委員会制度についてのご質問です。平成 23 年度、議員の指摘されました滋賀県大津市で発生しました中学生のいじめ自殺事件をめぐる教育委員会あるいは当該校の対応のまずさがクローズアップされ、総理大臣の諮問機関である国の教育再生会議は、教育委員会の責任所在の明確化を焦点に会合審議が重ねられ、昨年度末、文部科学省に対して教育委員会制度の改革を求める答申が出されました。その結果、本年 3 月、通常国会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法ですが、の一部を改正する法律が成立をして、来年、平成 27 年 4 月 1 日付けで施行されます。先ほどもありましたように、60 年ぶりの教育委員会制度改革、マスコミ報道等でご承知とは思いますが、この法律改正により教育委員会にこれまで教育委員長と教育長のダブル体制をとってきた教育委員会機構を責任の明確化を図る上から、常勤者である教育長を委員長の役割を併せ持つ新教育長として位置付け、首長、市町村長が議会の承認を得て、新教育長を選任し、任期は 3 年とすると決定された点が大きな改善点です。併せて、首長は総合教育会議を招集し、主催するという規定が設けられ、首長と教育委員による自治体としての教育大綱及び教育指針を確定するための協議会を開催することが義務付けられました。

さて、1 番のお尋ねです。来年 4 月、制度変更になるが、どのような点を課題としているかという質問にお答えします。新法という新教育長の選任につきましては、先の通常国会論議の過程で、急激な変化を避けるための経過措置として、平成 27 年 4 月 1 日以前に就任している教育長、私の場合ですが、については現在の任期機関の 4 カ年が終了するまでは旧法による執行、併せて教育委員長も現教育長の在任期間までは教育委員会の主催者として継続することとなっています。したがって、私の任期が平成 30 年 6 月 30 日で終了するまでは経過措置ができることとなります。そして、同年 6 月議会で町長推薦の新教育長を指名承認してもらい、7 月 1 日付けで新教育長が選任され、教育委員長の席は新教育長が兼任することになるわけです。一方、町長主催の教育総合会議のほうは、来年 4 月施行となるため、新年度から新法による町の教育大綱と教育指針策定のための協議会をスタートさせていくこととなります。去る 9 月 8 日に、町長部局と教育課の事務担当者が出席しまして、県の教育委員会より新教育委員会制度移行についての事務説明会がもたれたところです。

続いて、2 番目の土曜授業の県内拡大の報道をめぐって、町の取り組みについてのお尋ねです。結論から言いますと、マスコミ報道は一部の地域を大きく取り上げております。県内には小中学校 550 校ほどありますが、その中の広がるというけ

れども77校です、現在。実は、本当の拡大ではないということです。よく広がっているのは阿蘇地域だと聞いております。国際的な労働時間の短縮の動きにのって、学校が週5日制が設けられて久しくなっておりまして、教職員の日々の教育活動は、放課後の部活動指導、あるいは気になる子どもの家庭訪問など、数えますと平均の超過勤務時間が田中総理が4%の教職手当、超過勤務手当はないんですね、教職員は。その代わりに4%の教職手当を支払うように決定した当時は、超過勤務は平均16時間といわれていました。それが現在では月50時間、今日、一小の校長の電話報告では80時間超えることが数人いますと、第一小学校の場合ではですね。小学校の部活は週2回しかしてないんですけれども、そういうことで非常に現在では超過勤務が多くなって、疲れておられます。加えて、家庭に持ち帰って丸付け、採点を行ったり、時間割や家庭通信を作ったりでパソコン事務を、家族まで犠牲になるような作業も加わっているから、このような結果が起こっております。そして、学校教育は指導内容も小学校から英語が入ったりですね、またかつてPISA学力といって国際学力が高校生の学力が下がったことから、もう文科省を上げて学力向上を呼びかけることによってですね、学校を子どもたちが学習意欲を逆に減退させて不登校になるとか、いろんな課題があるために、またそれに対応しなければならぬと。併せて、家庭の男女共同参画の社会が進むものですから、子どもが学校任せの部分も多くなるというようなことで、そこに土曜授業を、学校教育に任せるとするのは教育委員会としては今のところ、念頭に入れていないわけです。子どもたちの中には、しかし土曜・日曜の休暇を家庭にこもって、ゲームに興じて時間をもてあましていく現実もあることは事実です。文科省はそういった子どもたちのために、土曜授業の奨励を打ち出してきたわけですが、本町として今後、具体的にはやっぱり休日をいかに有効に過ごすかという、過ごし方の事例を示しながら、いわゆる社会教育分野、家庭教育ばかりでなくて社会教育分野の地域の教育力に大いに期待していきたいと思っております。現在も中学校の部活動へ地域の方々の連携した事業とか、子どもたちへのAライフ南関のスタッフの体力づくりの応援とか、小中学生の部活動活性化が図られていますけど、運動を避けたがる子どもたちも、友達となら一緒にやりたいという実態はあるものですから、そういった運動を新しく開設して入部奨励をしたり、あるいは地域に昔は盛んだった伝統芸能、神楽、そういったものを若い親たちは仕事の関係でできないので、お年寄りの生きがいづくりとして、蒲島知事も提唱しておられます寺子屋塾という形で、高齢者でやる気のある方々が地域の公民館学習センターで子どもを集めて、神楽や伝統芸能、文化を教えてもらうというようなことによる土曜の寺子屋塾、あるいはボランティア活動、こういったものに取り組むことによって、お年寄り子どもたちとで協働のまちづくりが進

められたら理想的な土曜授業の新しい形態かなというふうに考えます。

以上お答えしまして、あとの質問に対しては自席からお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 再質問の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時06分

再開 午後3時16分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の番でしたので、これを続けてください。1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） 先ほどの教育委員会制度についてですけれども、新制度が来年から始まるということでしたが、大里教育長はあと3年以上任期があるということでしたが、新制度の内容と旧制度の内容は一緒ですか。そのへんはどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） いわゆる責任問題を含めてだと思えますけれども、いわゆる教育委員会のメンバーは5名おりまして、私は常勤の事務局ということで、教育委員会を招集する主催者は教育委員長が、私の経過措置である4年間の間までは、今までどおり、教育委員長が主催者として責任の中心者ということになっていきます。ただ、国の今後の新制度になったのは、その責任者であるはずの委員長が常勤してない、そんな中で本当の責任がとられるのかというのが、この新制度、新法への移行の大きな論点だったということですね。ですから、役割上は新法と旧法はちよつと違います。新法になれば、新教育長が責任者だけれども、旧制度経過措置でいく場合には教育委員長が責任者ということになります。以上です。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） そうした場合、先ほど言いましたように、責任の危機管理の体制ですね、迅速にとれるのか、それと今教育長が言われました常勤と非常勤、そういう場合に本当に迅速にとれるのか。それと、先ほど言いました教育委員会の中での責任論ですね、そういうところが新制度になれば一本化できますけれども、旧制度のままでいって、とれるのかとれないかですね。どうしてそういうことを言うかということ、先ほども言いましたように、やっぱり大津の中学校の自殺問題も結局、誰が指示をしたかということ市長ですよ。それと、隣町、和水町にも中学校3年生の自殺がありましたけれども、あれも結局、原因調査をしてみれば、だいたい大津の中2の男子生徒の自殺とあまり変わらずに、教育委員会の解決能力がなかったというところに疑問視されるところで、この教育改革が始まったと思うんですけ

れども、南関町もそういうふうな感じでもらったら困るわけです。そのために質問をしました。だから、そういう旧制度で教育長の責任問題、迅速に対応できるのかというところはどうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） ご指摘の部分については、私は新教育長の意識をもたなければならないという思いで、昨年度から全国でただ1カ所、教育長ゼミナールが開かれている兵庫教育大に熊本県から一人でしたけど申し込んだところ、勉強させてもらいに行ったり、今年もまた九州大学のほうで11月に行われますが、2日間、そういったところで新教育長の意識をもつ意味で、私は常勤ということもありますので、そういう危機意識をもちながら対応していく覚悟で任務にあたっているところです。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

先ほども言いました意識改革の問題ですけれども、教育委員の専門家が言われています。本当に意識改革が大事だということですね。制度改革の出発点の一つは教育委員会の形骸化ということで、教育委員会が言うべきことは言えるちゃんとした組織であってほしいと。新制度でも運用次第では前回と一緒な形骸化になり得ないということで、教育委員会の制度は永久不滅ではないという関係者の認識が大事だということを言われております。そういう点で、教育長、どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今申し上げましたとおりで、それこそおっしゃる教育長としての自覚があるかないかによって、対応のあり方、あるいは迅速性、そういったものにも影響していくと思います。月々に県教委の玉名の教育事務所が招集する荒玉管内の教育長会議でも喫緊の課題を毎回取り上げての教育長会議での議題がありますので、そこに対しても各学校に遺漏がないように、常に校長会を通じて伝えていくと。そして、課題が発生した際には、もう早急に教育委員会にも報告、また子どもたちの事故等が発生しましたときには、事故の速報、教職員も含めてですけど、そういった体制をとっているところです。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

続きまして、教育委員会の事務局は、追認機関といわれております。委員が事務局に意見しても、そのテーマを掘り下げていくとか、そういう事務局のデータが正しいとか、調べるわけでもなく、ある程度、指摘されても全体をひっくり返すことにならない、教育委員会が弱い立場にある。そういうところを教育委員会の非常勤

の皆さん、強く言ってもらいたいと思いますけど、そのへんの会議の内容はどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 強く言ってもらいたいのはどなたでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） 教育委員会の中で、意見を頻繁に言い合っているのか、会議が盛り上がっているのかというところです。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 教育委員会の中では、それこそ先ほど言いました教育長会議の様子を伝えますと同時に、町の課題というのも提案をしておりますので、それをもとに委員 5 名おられますが、私も含めて 5 名ですけど、あるいは教育課長のほうからも提案をしたりして、そのことについての論議をし、また委員同士も勉強会をして認識を高めていくという自覚を、今回は特にまた新教育委員制度を勉強会をしたりして行っておりますので、それぞれの委員さんの意識は少しずつですが、より以前よりも高まっていると考えております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

本当に、市町村長が言われております。教育は、教育委員会や行政のものではなく、子どもたちのためにあるべきという根本を忘れてはならないということをいわれておりますので、そこらへんはしっかりお願いいたしたいと思います。

続きまして、先ほども言いましたゆとり教育の問題ですけれども、土曜授業は結局、県教委が平成 12 年度に示した指針で、土曜日は通常の教科授業ではなく、地域や家庭と連携した行事に充て、開かれた学校づくりにつながる機会にするようにということを市町村教育長に促していると思いますけれども、先ほども教育長が言われました、通常授業ではなく、社会教育分野ですね、寺小屋、そういうことになっていると思いますけれども、教育長が考えられる開かれた学校づくり、同じ答弁でも構いませんので、思っいらっしゃることを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） もう議員自体が開かれた学校づくりへの大きな応援団の一人ですので、というのが学校教育は学校の先生たちが子どもに享受するだけの学校ではないと。学校は地域のコミュニティセンターであるというふうに最近強調されてきました。地域に開かれた学校によって、地域の大切な先輩たちからも教を請うことによって、より子どもたちが広い視野を求めて、そして勉強に励めるような体制づくりが必要だということで、そのためには南関町 4 つの小学校、どの学校も

同じメニューですべて一様にやるばかりでなくて、学習指導要領は一本に決まっておりますけれども、それプラス地域の特色を活かした学校運営を校長は進めていかなければならないということで、そのためには地域の教育力を大いに活用して、地域の皆さん方が子どもたちに自分の得意分野を少しでも役立つ分野として伝授されることが、引いては子どもが毎日同じ担任の先生から教えられる授業よりも目を輝かすという実態は、もうずっとつくられてきております。そういう意味で、開かれた学校づくりというのは、地域のPTAをはじめとして、高齢者の方々まで、自分のそれまでの人生の中で培われた教養を子どもたちに分け与えていくことによって、子どもがより広い、より高い識見を勉強できると、そんな場をつくっていくことが開かれた学校づくり。

立山議員が、そういった一つの役割を果たしていると申し上げましたのも、実は4小ですね、例えば運動会もそうですけど、どんどやだとか、秋祭りだとか、そういった学校とPTAが共催する形で行われて、実質それは土曜授業にあたると思います。ただ、先ほど広がっている例の中に長洲町も入っていましたので、長洲の教育長にどういうふうにしていこうと思われるかということで、予定ですね、議会報道がこの前あっていました。年2回です。毎週土曜じゃありませんよ。年2回しかしない。2回なら、授業参観、そしてどんどやばしよる学校も南関もあるというようなことで、ああそれが土曜授業というのかということでですね、広がっているとはそういうことなんです、実は。県も年間最大月に2回程度というのを奨励しているようですが、学校の先生方が授業をした後にPTAが応援してやるような教育活動という想定もあるようですけれども、形はいろいろですね、地域だけの、もう学校の先生たちは顔を出さず、地域だけの学校に集めて教育力を発揮してもらおうという。ですから、子どもたちだけは土曜まで半ドンが入るといようなやり方の地域もあるようです。いろんな形、それこそ特色ある学校づくりの中の一環だと思えますけれども、そういう意味で開かれた学校づくりは、いろいろな形はありますが、要は地域の方、PTAの方々が理解していただいて、それを学校を応援することで、子どもは先生たちプラスアルファを学べて、自分の生き方により高められるということで地域の教育力をたいへん有難く思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

もう一つ、新聞に載っておりましたけれども、文科省が土曜日を含む学校週6日制を復活させるというところの着手に入ったという記事がありましたけど、そういう点をどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほどずっと言いましたように、最初の答弁ですね、今のところ、世界の動きの中で、労働時間の規制というか、日本人は働き過ぎということから、学校も週5日制に入りましたので、今のところ、南関町としては土曜授業を教育課程として実施する予定はないということです。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） はい。分かりました。

開かれた学校づくりですね、文言だけではなくて、本当に開かれた学校づくりにしていただきたいと思います。

それで、次の質問事項にいきます。有害鳥獣対策ですけれども、橋永議員も何回もされていますけれども、今日は先ほども言いましたタヌキ、アナグマですね、そういう被害状況対策を、ひどくなっていますので、今後どういうふうな状況で対策をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） タヌキ、アナグマの被害対策ですけれども、現在、久重、米田あたりに、スイカ、メロンを中心として大分被害が出ていたようです。時期的に今からはそんなにはないかとは思っておりますけれども、現在4基のアナグマ用の罠がありますので、来年度にまた追加購入をできればと思っております。また、被害情報が寄せられたときには、防災無線等によりまして注意喚起を行いたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

アナグマの被害ですね、先ほど言われましたように、情報が入るのがもう食べられた後、終わりがけなのでですね、もう食べられる前とか、もう食べられたらすぐですね、防災無線など、あと有害駆除隊のほうに連絡をお願いしたいと思います。

それで、次の問題ですけれども、アライグマの問題ですけれども、この間、荒尾市平山で捕獲されました。環境省が躍起になってアライグマの成育地区を探しております。その中で環境省の委託で今度、玉名、山鹿地区にセンサーカメラを100基ほど付けるというのがあります。そんな中で町の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） アライグマにつきましては、2年前から熊本県の補助を受けて、捕獲調査を実施しておるところです。今のところ、確実な生息状況確認はとれておりませんが、議員おっしゃるとおり、近隣では荒尾市で1頭の捕獲、それから菊池市でもセンサーカメラに1頭が生息が確認されたということで、南関町にいつ入ってきてもおかしくない状況でありますので、引き続き箱罠やセンサー

カメラで調査、また捕獲等をやりたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

アライグマですけれども、何かテレビで見ると、本当何か可愛らしい、餌を洗って食べる状況が浮かぶんですけれども、実際は凶暴です。一番病原菌を持っていますので、人など噛まれたり、ケガさせたりしたら、そこから病原菌が入り、死ぬ可能性があるといわれております。そういうアライグマだからこそですね、やっぱり南関町のほうにも入れたくないので、しっかり対策はお願いしたいと思います。

それから、次にシカ対策ですけれども、去年1頭、イノシシの括り罠にシカがかかりまして、そういう処置は錯誤捕獲といって、イノシシを捕るためにしたのに、シカがかかったので逃がさなければならなかったんですけれども、役場の方が県に掛け合って、1日待って射殺しました。それで終わったかなと思ったんですけれども、この頃、あちらこちらで目撃情報や鳴き声情報があります。そのシカの対策ですけれども、熊本県に特定鳥獣保護管理計画というのがありまして、イノシシは入っていますので、西田課長、役場のほうから下ろしてもらえば、すぐ下ろせるんですけれども、シカのほうがその特定鳥獣保護管理計画のほうに入っていない、玉名地区が。今、シカがそこにいますからというところで、住民から通報が来ても撃てません。そういうところですね、有害鳥獣対策として、その1年間を通じてどうにかできないだろうかと思っております。そのへんはどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 昨年、ちょうど1年前ぐらいですね、シカが1頭、当時は錯誤捕獲だったんですけれども、当時、林務課長から私のほうに連絡がありまして、どうしますか、逃がしますか、どうしますかということで、逃がすというわけにはいかんから、急いで捕獲許可をくださいということで、すぐ申請に行かせて、銃による捕獲といたしますか、駆除をしてもらったところです。ただ、1頭は捕獲しましたけれども、また次に肥猪とか向原近辺で目撃されております。ただ、猟友会に何度も出ていただきましたけれども、議員にも出ていただきましたけれども、現在のところ捕獲までには至っておりません。対策としましては、括り罠の設置と、従来同様、目撃情報を受けて猟友会のほうに銃での駆除をお願いしたいと思っております。

また、特定鳥獣保護管理計画のほうですけれども、県のほうに確認しましたら、本年11月から町単独での許可が、許可を行えるということになるようですので、捕獲隊長とも周年猟期にすべきかどうか協議をしたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

本当に、シカ、アライグマを南関町に入れてはならない動物だと思いますので、そのへんは情報、対策をしっかり練っていただきたいと思います。

それから、通常ですけれども、イノシシの被害とカラスの被害のほうに尋ねたいと思います。現在、イノシシが昼間とか夕方、朝早くとか活動して、我々駆除隊のほうでも困っております。元来、イノシシというのは、昔、人類が出る前は昼出ているんですけども、人類が出てから夜行性に移ったといわれています。そのせいもあるかも知れませんが、今、先ほども言いましたように、朝早くとか、夕方4時、5時になると、もう民家の近くまで出てきて困っております。駆除のほうも罠、銃、やっておりますけれども、銃のほうは南関町で今、所持者が15名、それと罠のみの所持者が18名、32名でやっております。銃所持者の中に罠を持っている所持者が今11名います。その32名でやっているんですけども、如何せん出るほうが多くて、なかなか駆除も間に合っていないというところで、町でも対応に追われていると思いますけれども、そのへんの被害、金額等ですね、いろいろありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 被害の状況ですけれども、イノシシの被害につきましては、野菜、果樹、水稲、クリ、タケノコなど、農作物全般に被害が出ております。昨年度の被害額が570万円ほど。捕獲状況ですけれども、昨年度が241頭捕獲しております。今年度が8月末で81頭となっております。カラスにつきましては、野菜類を中心に被害が出ております。昨年度の被害額にして110万円ほどです。捕獲羽数が昨年度が278羽、今年度が8月末で130羽となっております。捕獲については、皆さま方捕獲隊にはたいへんご苦勞をかけてですね、箱罠とか銃だとか、しょっちゅう出させていただいて助かっております。今後も捕獲隊の皆さんに協力をいただきながら、銃や箱罠による捕獲をお願いしたいと思っておりますけれども、現在、捕獲従事者の平均年齢が69.5歳と高齢化してきておりまして、今後新たな担い手の確保が課題となっております。自分が育てている作物を鳥獣から守るのは、各農家の自衛が原則でございますけれども、認定農業者を中心として農業者団体の農友会や、またがまだす隊の若手メンバー、また各地域の農家の皆さんに機会あるごとに、自衛のためにも免許を取得してもらおうよう働きかけたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

猟友会のほうでも、罠、銃の所持者を増やすために、いろいろ対策をとりたいと

思っております。今、町のほうで入猟税、税金のほうを優遇させてもらっています。もう一つ、狩猟免許を取るための講習会費用も負担していただけるような軽減措置をしていただければ助かると思います。

最後に、この頃、またサルを目撃情報を聞いたので、そのへんの被害状況とか対策はどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） サルにつきましては、ここ数年はあまり目撃情報は聞いてなかったわけですが、最近いくつか目撃情報が寄せられております。幸い、今のところ、人的被害があったとか、作物に被害があったとかは、今のところ、私のほうは聞いておりませんが、対策としましては、従来から行っているのが花火のロケット弾や爆竹等により追い払いですね、これを行っております。今後はこのような対策に加えまして、猟友会のほうにもしできましたらですね、ゴム銃を使ったり、空砲とかで、より追い払える手立てはないかなと思っておりますので、ぜひそこらへんのご検討もお願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） サルは、やっぱり皆さんちょっと銃では撃ちたくない人がほとんどなので、そのへんやっぱり逃がすというか、追い払う方法が一番妥当だと思います。山に入って、農家の方にいろいろ話を聞くんですけども、結局、クリを拾っているとか、その被害があって、どこに連絡したらいいのか分からない方が何人かまだいらっしゃいます。役場の経済課に言ってもらえばいいですよと言うんですけども、やっぱり年配の方とか、お年寄りとかは、もう何か荒らされても仕方がないのかなという感覚でいらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、やっぱりそのへんは防災無線とか、あと何かいろいろ経済課のほうで手立てして、もしこういう被害があったら、ここに電話してくださいという情報を町の皆さん全体に流して、なるだけ被害のないようにしていただきたいと思います。それで、有害鳥獣対策のほうはちょっと終わらせていただきます。

次に、最後に少子化の対策ですけれども、先ほど町長のほうから答弁がありました。結婚なので、やっぱり個人の価値観の問題で、多分、結婚をしたくないとか、もう年がいったから、もうどうでもいいやという価値観の問題で何か少子化問題になるという要因もあると思います。ちょっと調べたら、悲観するデータばかりじゃなく、幸せな自治体という何かインターネットで調査があったときに、1 位が沖縄県、2 位が鹿児島県、3 位が熊本県、4 位が宮崎県というのが、何か幸せな自治体というところで出てきました。それと、2013 年の出生率は、1 位沖縄県、2 位宮崎県、3 位が熊本県と島根県で、そういう点から見たら、何かこれが全部南関町

に当てはまるということではありませんけれども、そういう良い条件のもとにあるのに、どうして南関町は増えないんだろうと。先ほど町長も言われましたが、何年前かよりちょっと増えていますけど、またちょっと減少気味ではありますよね。そういうところをどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） お尋ねにありました出生率、それから未婚率につきまして、一応データとして揃えておりますので、それを発表してみたいと思います。未婚率につきましては、国勢調査でございますけれども、町ごとの発表というのがございまして、国全体としてのお話ということになるかと思っております。1965年、1970年までは、男性と2%を切っておりました、未婚率ですね。それが75年から上昇に変わってまして、2010年におきましては20.14%が未婚ということになっております。それから、女性の生涯未婚率につきましては、1960年までは2%を下回っておりましたが、それから上昇に向かしまして、2010年におきましては10.61%ということになっております。それから、男性の初婚年齢につきましては、今現在、2010年の調査におきまして31.18歳と。調査が始まりました1920年から90年前ですけど、6歳ほど上がっております。それから、女性につきましては、今現在、2010年ですけども、初婚年齢が29.69歳、これも1920年、戦前ですけども、比較しまして8.5歳以上あがっているということで、晩婚化がやはり顕著に見られるということになっております。

それから、出生率につきましてですが、南関町の出生率です。これは合計特殊出生率という出し方で出しておりますけれども、出生数と出生率を申し上げます。平成21年度が66名生まれまして、出生率が1.320です。22年度が63名生まれまして1.225、23年度は88名生まれしております、1.744、それから平成24年度が70名生まれまして1.519、それから平成25年度が68名生まれまして1.433となっております。今年度につきましては、8月末で31名が出生されておまして、9月以降の出産の予定数として41と、合計72名が誕生するのではなかろうかということになります。一昨年、昨年を上回る、微増ですけども、傾向にございます。やはり住んでよかったプロジェクトの関所っ子誕生祝い金、それから子ども医療費助成等についても、出生率を引き上げる要因になっているのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

やはり出生率が低いと思います。これは出生率アップの要因として、大学の教授

があるところを調べたところ、鹿児島県の沖永良部島で、そこは中学校を卒業すると大半の方が島内から出るそうです。ところが、30代でUターンしてくるそうです。その言葉が「帰れば何とかなるさ」だそうです。というのは、やっぱり帰島する若者を包む地域の方や家族、その強いつながりが存在するみたいですね。出産、育児は、経済的な指標よりも、人間や社会にとって大切な生活水準を測る指標だといわれています。それから、先ほども言いましたように、地域の幸せな風土、自治体、それから出生率を鑑みると、沖永良部島なんてそんな大きな企業はないはずですね。だから、やっぱり九州は今言いました幸せな風土、それと出生率の高さから言うのですね、やっぱり胸を張って言える地域づくり、どんと帰って来いよという地域づくりが、出生率、定住につながるのではないかとことをいわれております。それで、先ほど南関町が主催している婚活のイベントですね、逢い de 愛の事業ですけれども、この間あって、町長も行かれて挨拶をされて、35名だったのですかね、参加があって、立食パーティーで盛り上がったようですけれども、その後の今後の見通しと、あと3回予定をされておりますけれども、それに向かつての対策をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 町が今年度取り組んでおります逢い de 愛事業につきましては、区長会や広報なんかん、それから新聞による周知のほか、町内の企業様への呼びかけ等、また町外事業所等へのポスター掲示、チラシ配置等におきまして、お願いを行ってまいりました。現在の登録者数は、男性で24名、それから女性が18名と、当初打ち出しておりました目標50名ずつには届いておりません。さらになる周知には努めてまいるところでございます。ただ、先日、7日ですね、実施いたしました第1回目のイベント、セキアでパーティーを開いたんですけれども、司会進行の方も上手だったと思いますが、もう会話がスタートというときから、積極的にお話をされる姿が、すべての組で見られております。目的でありました交流の機会を提供するということでは、大きく効果があったのではないかとこのように思っております。これから先につきましては、フルーツ狩りと作陶体験を一つのセット、それから長崎方面へのバスハイク、それから2月には南関町の宝物巡りということで、町内の隠れた恋愛スポットになぞらえておりますけれども、そういうところを回って、チャンスを掴んでいただくというふうなことを考えておるところです。ちなみに、先日の7日のパーティーにおきましては、男性が21名、女性が14名、参加されております。そのパーティーの終わりに、皆さんに気になった方を番号を書いていただくと。名前とかは全然お知らせしておりません。番号を書いていただきましたところ、7組がマッチしたということがございまして、予

想以上に皆さん、うまくいったなというふう感じたところでした。ただ、その方たちは次のイベントには参加をいただけないということになりますので、これから先ですね、またさらに会員登録を呼びかけていきたいというふうに思っているところ。以上です。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

先ほども課長が言われましたように、婚活というか、そういう結婚のアドバイザーの方が言われております。イベントは連絡先の交換が有効に働かない理由が3つあるそうです。今言いましたように、その日は盛り上がります。体験や観光などで嗜好を凝らしているの、至れり尽くせりの状態なので、参加者はお得感を感じて、大きく楽しんで盛り上げますけれども、その勢いでそのままいってもえばいいんですけども、やっぱり7組交換できたということなんですけれども、結局、記念の連絡先、今日来た記念の連絡先みたいな感じで、何か必ずしもときめきがないところ、1点ですね。それから、イベントの内容が短時間というか、もう結局、1日、2日ぐらいなので、感じ取る機会がない、その場ですね、そういうのが1点。それとですね、もう一つ気がかりなのが、皆さん何か奥手らしいです。気になっても連絡差し上げてもいいのかなと。向こうも待ってるけれども来ない。そういう方が何か結構いらっしゃるので、やっぱり大木課長が言われたように、この後のフォローをですね、7組、せっかくできたのに、この後のフォローがなかったら、多分何もならないと思うんですよね。そういうところを今後の見通しというところで伝えたわけでございます。

この逢い d e 愛のホームページを見たところ、何か分かりづらいと。内容がほとんど書いてなかったと。わざと伏せてあったのか、そういう意図があったのか分かりませんが、何かホームページを見ても何か分かりづらかったので、参加もしなかったという方も何人か聞きました。

それと、この逢い d e 愛事業は50歳未満です。南関町の顔ぶれを見たら、50歳以上も結構いらっしゃいます。そういう声をよく聞きます。その50歳以上の逢い d e 愛のプロジェクトはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 議員がおっしゃいますように、7組できて良かった良かったということで済ませることはいたしませんで、今現在、双方に町から連絡を取りながら、顔合わせの機会を設定をいたしております。そこでもう3組が顔合わせは終わっております。あと4組ですけれども、今それを調整中ということで、そこまではやはり責任もって顔合わせまではすると。ただ、それから先は、議

員おっしゃるように、婚活という名前になると、やはりプレッシャーを与えてしまうので、皆さんが結婚されるかどうかは分かりません。ただ、交際のチャンス、それから言いますならば、そういう場に慣れるということもあるかと思っておりますので、そのへんでは効果があったのかなというふうには思っております。これから先もやはりそこまでフォローしながらですね、行ければというふうには思っております。

先日、このイベントの後で、50歳以上の方ということで、もうお話を違う方からいただきました。今回、このまちづくり推進課で行っております、この逢い d e 愛につきましては、50歳ということで決めておりますので、そこから先につきましては、また検討していく必要があるかなということになるかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 1 番議員。

○1 番議員（立山比呂志君） ありがとうございます。

もう最後になりますけど、本当ですね、卵が先か、鶏が先かですよ。町長もマニフェストでは今の現在のこと、子育て支援とか、いろいろ書いていらっしゃいます。結婚のことに関しては、全然書いていらっしゃいません。実際話してみると、一番大事なのはそこも話されるので、多分大丈夫とは思いますが、やっぱり結婚して子どもを生む、そういうところから始まってですね、今いらっしゃるのも大事せにゃいかんけれども、やっぱり結婚して子どもを生む、そこも大事だと思うのでですね、しっかりそのへんはしていただきたいと思っております。もう何かお願いばかりですね、ちょっといけないんですけども、今後そういうところを見据えて、また今後質問とか、いろいろ私たちも参加したいと思っておりますので、今日は本当ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で1 番議員の質問は終了しました。

これで、本日予定していました一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 明日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。起立、礼、ご苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時00分